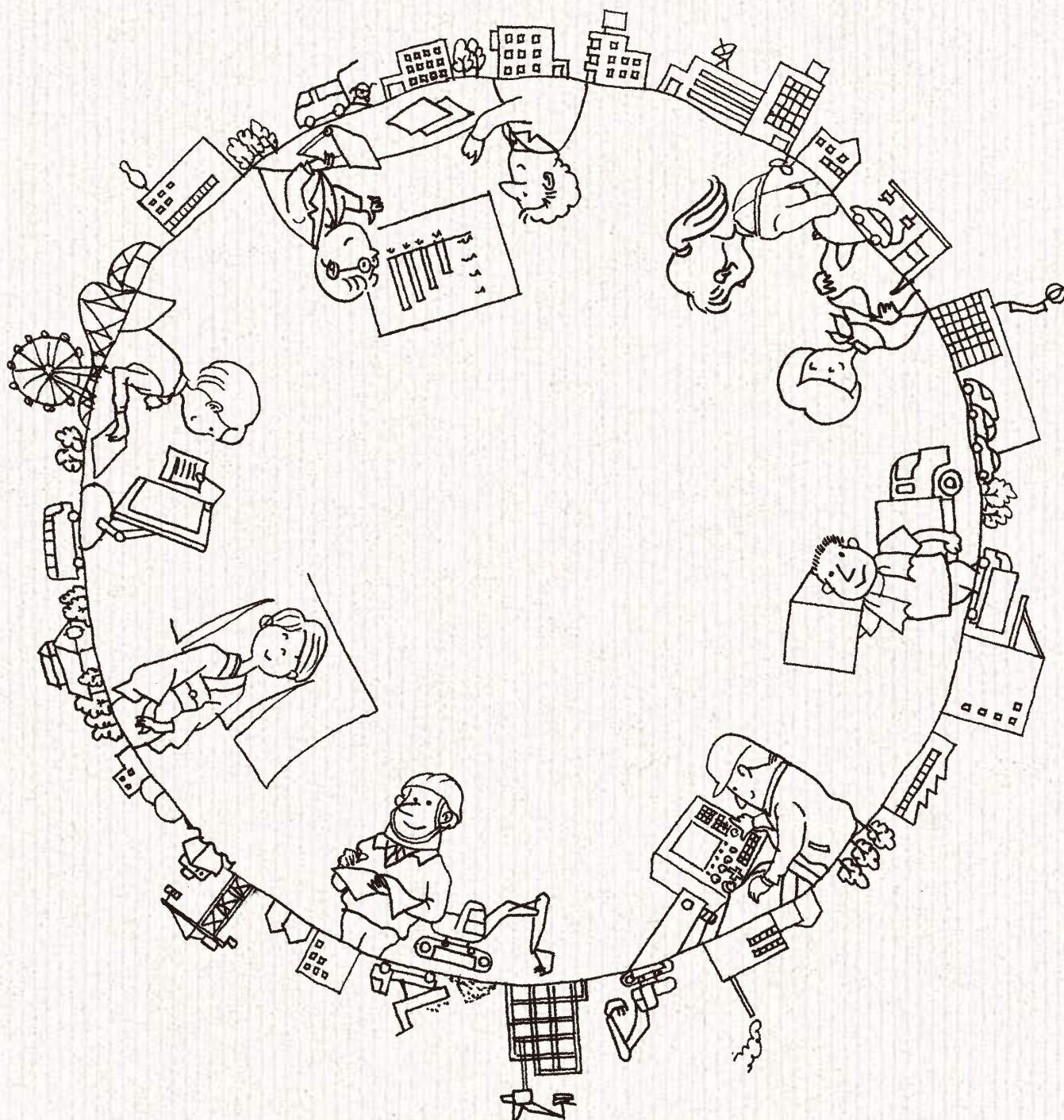




日本政策金融公庫
中小企業事業のご案内



目次

日本政策金融公庫の概要	1
本部長メッセージ	2
中小企業事業の概要	
中小企業事業のプロフィール	3
業務の状況	4
中小企業事業の役割と特色	
融資業務	6
新事業	8
新連携・地域資源活用・農商工連携	9
企業再建・事業承継支援	10
不動産担保や保証人に過度に依存しない融資	11
地域金融機関との連携	12
産学官連携	14
企業成長における中小企業事業の貢献	15
証券化支援業務	16
信用保険業務	18
顧客支援サービス	20
国際化への対応	22
業務のご案内	
融資業務	24
証券化支援業務	30
信用保険業務	31
店舗地図	33

業務実績

【融資業務】			(単位: 億円)
科 目	平成19年度	平成20年度	
貸付額	9,537	13,839	
直接貸付	9,474	13,798	
代理貸付	32	16	
設備貸与・投育貸付	30	25	
貸付残高	58,142	56,393	
直接貸付	56,897	55,421	
代理貸付	1,099	846	
設備貸与・投育貸付	145	125	
【証券化支援業務】			(単位: 億円)
科 目	平成19年度	平成20年度	
貸付債権元本総額			
買取型 ^(注1)	418	—	
保証型 ^(注2)	31	—	
信託受益権等保有残高 ^(注3) 、保証債務残高			
買取型(信託受益権等保有残高)	58	40	
保証型(保証債務残高)	189	416	
(注1) 買取型とは、日本公庫法第11条第1項第2号・別表第2第3号・第5号・第7号・第8号に定める業務をいいます。			
(注2) 保証型とは、日本公庫法第11条第1項第2号・別表第2第4号・第6号に定める業務をいいます。			
(注3) 信託受益権等保有残高は、証券化支援業務・買取型における信託受益権・資産担保証券のうち、日本公庫が取得した劣後部分などです。			
【信用保険業務】			(単位: 億円)
科 目	平成19年度	平成20年度	
保険引受額・貸付額			
中小企業信用保険	128,654	186,629	
信用保証協会貸付	4,621	—	
破綻金融機関等関連特別保険等	0	—	
保険引受残高・貸付残高			
中小企業信用保険	297,397	345,787	
信用保証協会貸付	4,621	—	
破綻金融機関等関連特別保険等	3	1	
機械類信用保険 ^(注)	7,512	3,219	
(注) 機械類信用保険は、平成15年3月31日までに保険関係が成立していたものを除き、現在は既に成立している保険関係に係る保険金の支払い、回収金の収納等の業務(機械保険経過業務)を行っています。			

(注) 本誌の計数について

1. 単位未満の計数
件数および金額の単位未満は切り捨てています。
また、比率(%)は原則として表示前桁を四捨五入しています。したがって、合計欄の計数は、内訳を集計した計数と一致しないものがあります。

2. 表示方法
単位に満たない場合は「0」と、該当数字のない場合は「—」と表示しています。

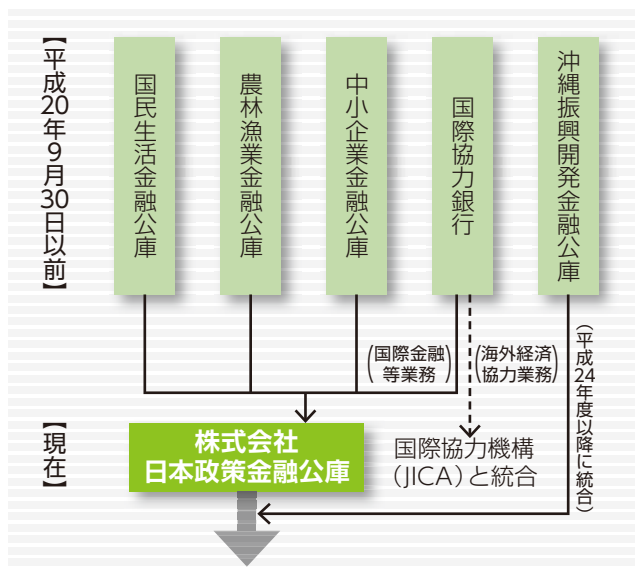
日本政策金融公庫の概要

日本政策金融公庫は、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、国際協力銀行（国際金融等業務）が統合して、平成20年10月に発足しました。

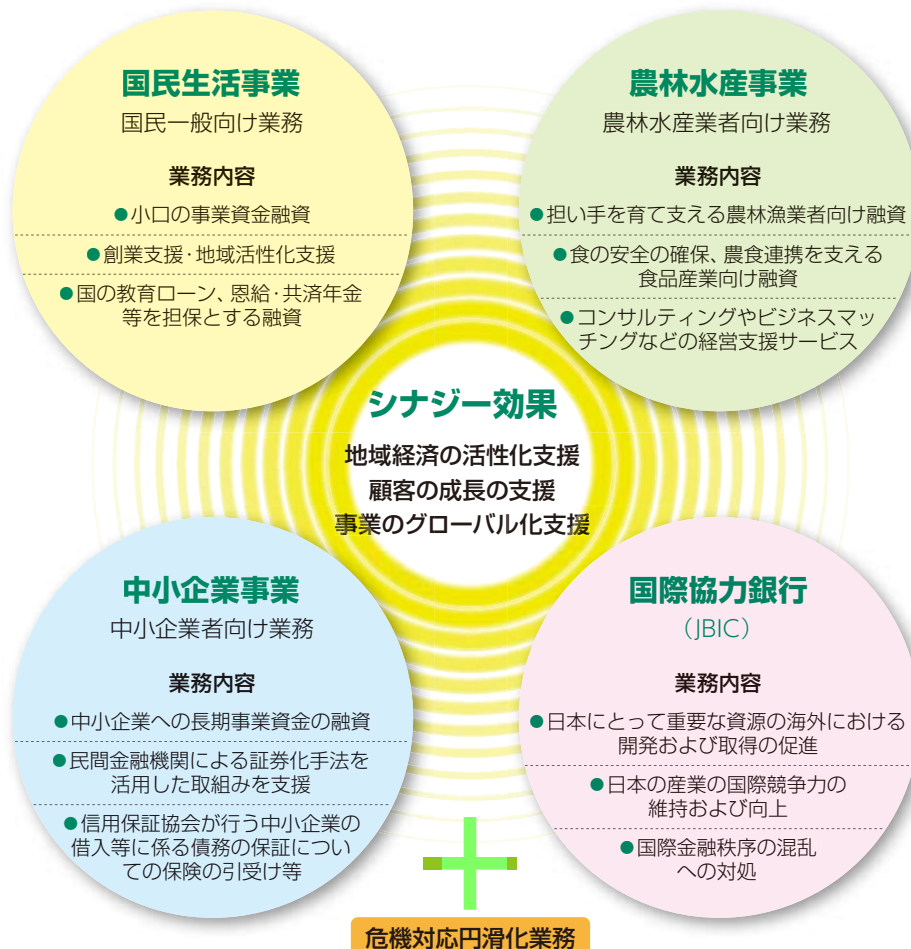
日本政策金融公庫のプロフィール

- 名称：株式会社日本政策金融公庫（略称：「日本公庫」）
- 発足年月日：平成20年10月1日
- 根拠法：株式会社日本政策金融公庫法
- 本店：東京都千代田区大手町1-9-3
- 総裁：安居 祥策（やすい しょうさく）
- 資本金等：資本金 2兆4,521億円
準備金等 1兆4,726億円（平成21年3月末現在）
- 支店等：国内 152支店
海外駐在員事務所 19カ所
- 職員数：8,107人（平成21年度予算定員）
- 総融資残高：24兆6,478億円（平成21年3月末現在）
 - 国民生活事業 7兆5,392億円
 - 農林水産事業 2兆7,583億円
 - 中小企業事業 5兆6,393億円（融資業務）
 - 国際協力銀行 7兆2,806億円（出融資残高）
 - 危機対応円滑化業務 1兆4,301億円

日本政策金融公庫への移行



日本政策金融公庫の主な業務



主務大臣が認定する金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、指定金融機関に対し、一定の信用供与を行う業務

本部長メッセージ

平成20年10月1日、政府系4金融機関が統合して株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）が発足し、旧中小企業金融公庫は、55年の歴史にピリオドをうち、日本政策金融公庫中小企業事業本部として再出発しました。日本公庫という新組織に衣替えしましたが、これまで旧中小企業金融公庫が担ってきた「融資」、「信用保険」などの業務は、すべて新たに発足した日本公庫に承継されております。

新生日本公庫は、「政策金融の的確な実施」と「ガバナンスの重視」を基本理念に掲げております。政策実施機関として、政府の掲げる中小企業金融政策を種々の手法により機動的に実施するとともに、株式会社のガバナンスの仕組みを活用して、透明性の高い効率的な事業運営に努めようとの趣旨です。中小企業事業本部は、この基本理念の下、これまで培ってきたネットワークとノウハウを最大限活かし、引き続き、これまでと相変わることなく中小企業の皆さまの成長・発展を全力で支援する所存であります。

日本公庫発足とほぼ時を同じくして、リーマン・ショックを契機とした世界的金融危機、経済危機が発生しました。わが国経済は、「戦後最悪、最大の危機」と言われる厳しい状況に直面しています。特に、中小企業は突然の大幅な需要消滅に直面し、苦境に陥りました。政府は、当初予算に加え、三度にわたる補正予算等の緊急対策を講じ、日本公庫は政策金融の実施機関として、発足早々大きな役割を演じることとなりました。

このような中、中小企業事業本部は、融資業務と信用保険業務の両輪により、中小企業の資金繰りを全力で支援しております。融資業務においては、既存債務の借り換え、資本金劣後ローン、セーフティネット貸付の上限金利設定等今迄にない多様なメニューを整備し、様々な資金ニーズに対応しているところです。信用保険業務においても、各地の信用保証協会と連携を密にし、再保険の実施により金融安定化特



別保証以来の大規模な「緊急保証」をバックアップしているところです。この結果、平成20年度下期の融資額は前年に比べ約1.8倍に達し、平成20年度の信用保証の保険引受額は18兆円を超えています。

日本における中小企業は420万社で、全企業数の99.7%、全従業員の約70%を占めており、わが国経済の発展基盤であるとともに活力の源泉であります。日本経済再活性化のためには、地域に雇用と付加価値を生む中小企業が元気になることが不可欠です。今後とも、政策金融機関としてしっかりその機能を発揮し、日本公庫があって良かったと一人でも多くの方に言ってもらえるよう、「頼れる公庫」を目指して役職員一同邁進してまいります。

株式会社日本政策金融公庫

中小企業事業本部長 **勝野 龍平**

中小企業事業のプロフィール

日本公庫中小企業事業は、昭和28年8月に設立された、中小企業金融公庫の業務を引き継いでいます。

中小企業事業は、わが国経済の活力の源泉であり、地域経済を支える中小企業の皆さまの成長発展を支援す

るため、民間金融機関を補完して長期資金の安定的な供給を行っています。また、旧中小企業総合事業団から信用保険業務を承継し、多様な機能を活用した政策金融を展開しています。

業務内容

融資業務

中小企業の皆さまの事業の振興に必要な長期資金であって、民間金融機関が供給することが難しい資金を安定的に供給しています。

- 中小企業者に対する貸付
- 中小企業者が発行する社債（新株予約権付）の取得
- 中小企業投資育成株式会社および設備貸与機関に対する貸付
- 中小企業者に対する貸付債権・社債の証券化（証券化・自己型）

平成20年度事業実績

貸付額 …………… 1兆3,839億円

平成21年度予算事業計画

貸付規模 …………… 2兆4,400億円

証券化支援業務

中小企業の皆さまへの無担保資金の供給の円滑化を図るため、民間金融機関等による証券化手法を活用した取組みを支援しています。

- 民間金融機関等による証券化手法を活用した取組みの支援
 - 民間金融機関等の貸付債権等を譲り受け、またはCDS契約を活用し証券化する業務（買取型）
 - 民間金融機関等が自ら証券化する貸付債権等の部分保証、証券化商品の保証や一部買取りを行う業務（保証型）
- 民間金融機関等による売掛金債権証券化等の取組みの支援
 - 特別目的会社向け貸付に対する保証および貸付を行う業務

平成20年度事業実績

買取型、保証型および売掛金債権証券化等の実績はない

平成21年度予算事業計画

買取型・債権買取規模 …………… 751億円
保証型・保証規模 …………… 420億円
売掛金債権証券化等・保証規模 …………… 500億円

信用保険業務

中小企業の皆さまの円滑な資金の調達を支援するため、信用保証協会が行う中小企業の皆さまの借入れ等に係る債務の保証についての保険の引受け等を行っています。

- 信用保証協会が行う中小企業者の借入れ等に係る債務の保証についての保険
- 信用保証協会に対する貸付
- 破綻金融機関等関連特別保険等業務
- 機械保険経過業務^(注)

平成20年度事業実績

中小企業信用保険引受額 …………… 18兆6,629億円
信用保証協会貸付額 …………… —
破綻金融機関等関連特別保険等引受額 …………… —

平成21年度予算事業計画

中小企業信用保険引受規模 …………… 31兆7,939億円
信用保証協会貸付規模 …………… 240億円
破綻金融機関等関連特別保険等引受規模 …………… 660億円

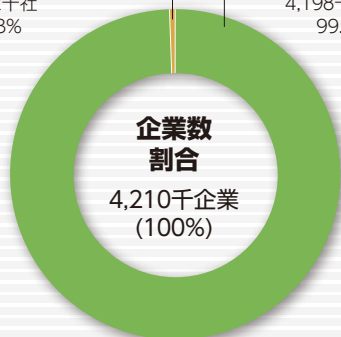
^(注) 機械類信用保険は、平成15年3月31日までに保険関係が成立していたものを除き、現在は既に成立している保険関係に係る保険金の支払い、回収金の収納等の業務（機械保険経過業務）を行っています。

【わが国における中小企業の地位】

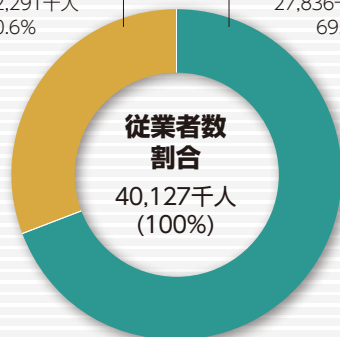
わが国では、全企業の99%を中小企業が占め、全従業員の約70%が中小企業に勤務するなど、中小企業はわが国経済の活力の源泉であり、地域経済を支える大きな存在です。

また、新たな産業や商品・サービスの創出など、わが国経済活性化の原動力として、中小企業の皆さまには大きな期待が寄せられています。

大企業 12千社 0.3%
中小企業 4,198千社 99.7%



大企業 12,291千人 30.6%
中小企業 27,836千人 69.4%



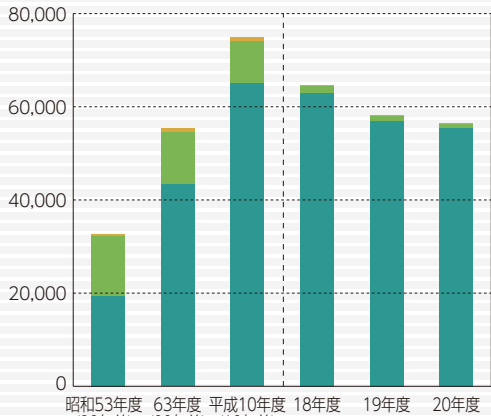
（資料）総務省「2006年事業所・企業統計調査」を中小企業庁が再編加工したものです。

業務の状況

融資業務の状況

【貸付残高の推移】

(単位:億円) 直接貸付 代理貸付 設備貸与・投資貸付

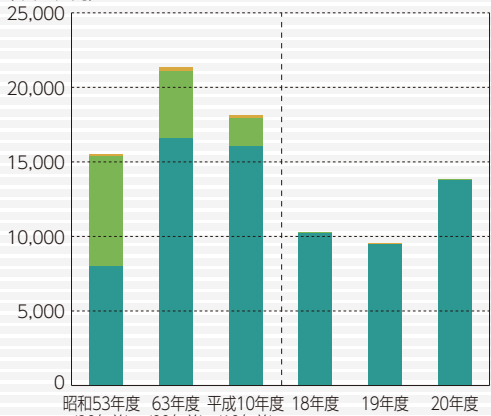


直接貸付	19,367	43,345	64,989	62,985	56,897	55,421(億円)
代理貸付	12,881	11,234	9,037	1,400	1,099	846(億円)
設備貸与・投資貸付	425	749	943	170	145	125(億円)

(注) 平成18年度以降の直接貸付残高には取得した社債の残高を含みます。

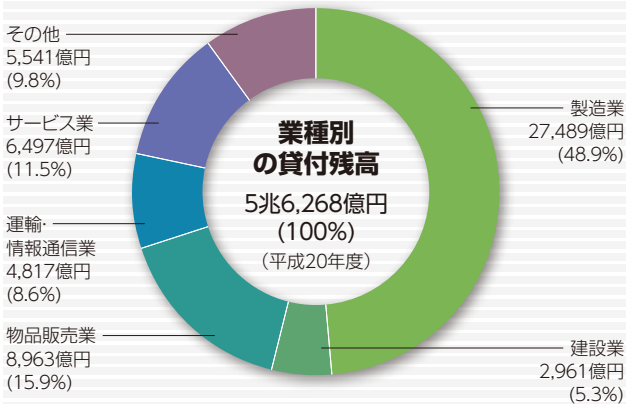
【貸付額の推移】

(単位:億円) 直接貸付 代理貸付 設備貸与・投資貸付

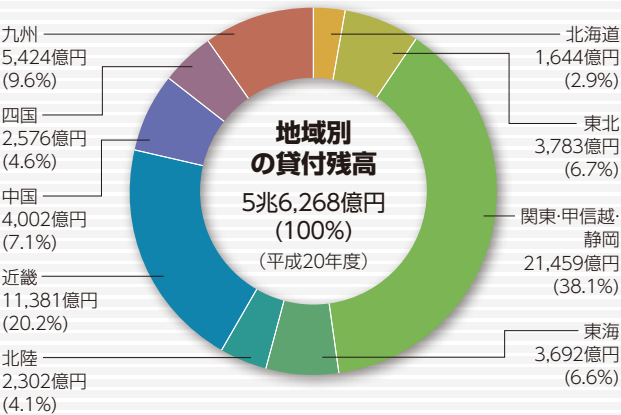


直接貸付	8,021	16,578	16,068	10,207	9,474	13,798(億円)
代理貸付	7,350	4,513	1,852	46	32	16(億円)
設備貸与・投資貸付	137	259	227	34	30	25(億円)

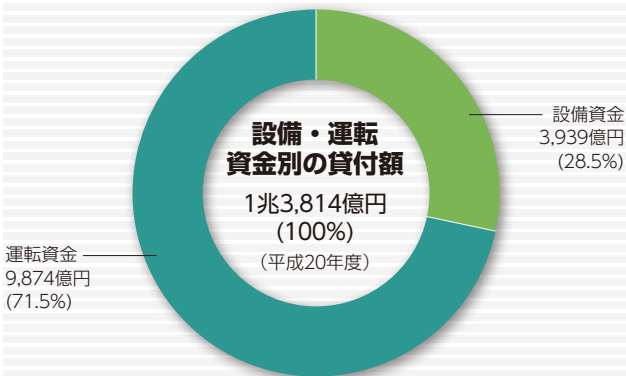
(注) 平成18年度以降の直接貸付には取得した社債の引受額を含みます。



(貸付残高には、社債を含みます。総貸付残高から設備貸与・機関貸付および投資育成会社貸付を除いたものの内訳です)

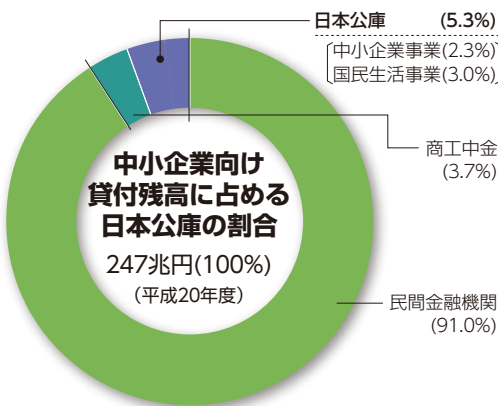


(貸付残高には、社債を含みます。総貸付残高から設備貸与・機関貸付および投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。)



(貸付には、社債を含みます。総貸付実績から設備貸与・機関貸付および投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。)

(参考)



(資料) 日本銀行「金融経済統計月報」ほか

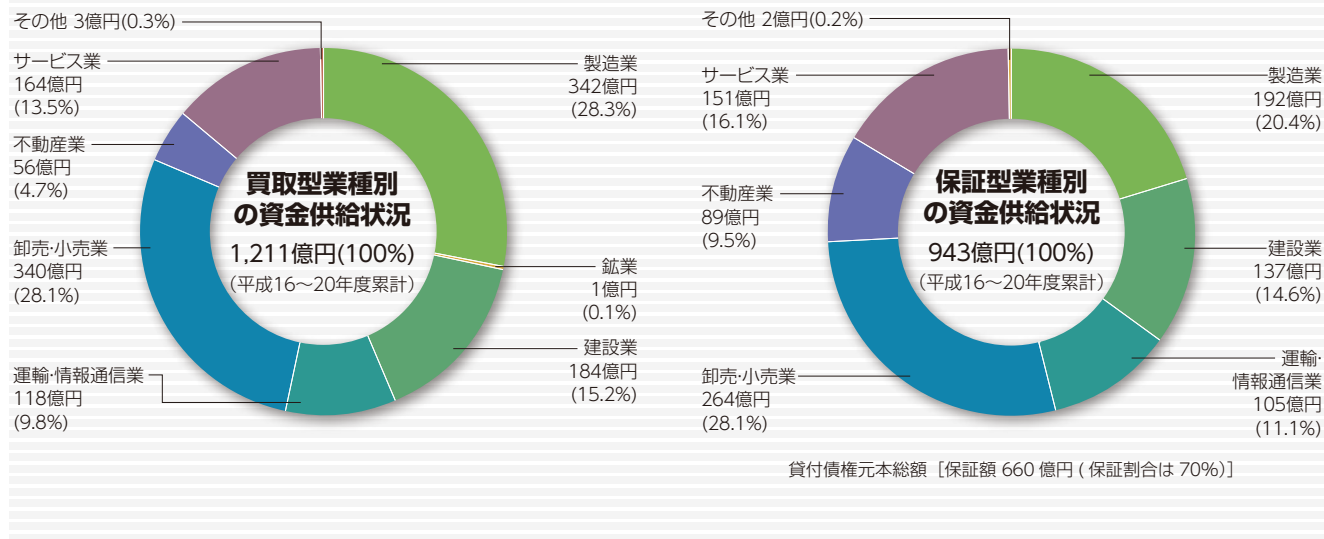
(注) ●日本公庫中小企業事業の貸付残高は、総貸付残高から社債、設備貸与・機関貸付および投資育成会社貸付を除いたものです。

●日本公庫国民生活事業の貸付残高には、教育貸付、恩給・共済年金担保貸付等を含みます。

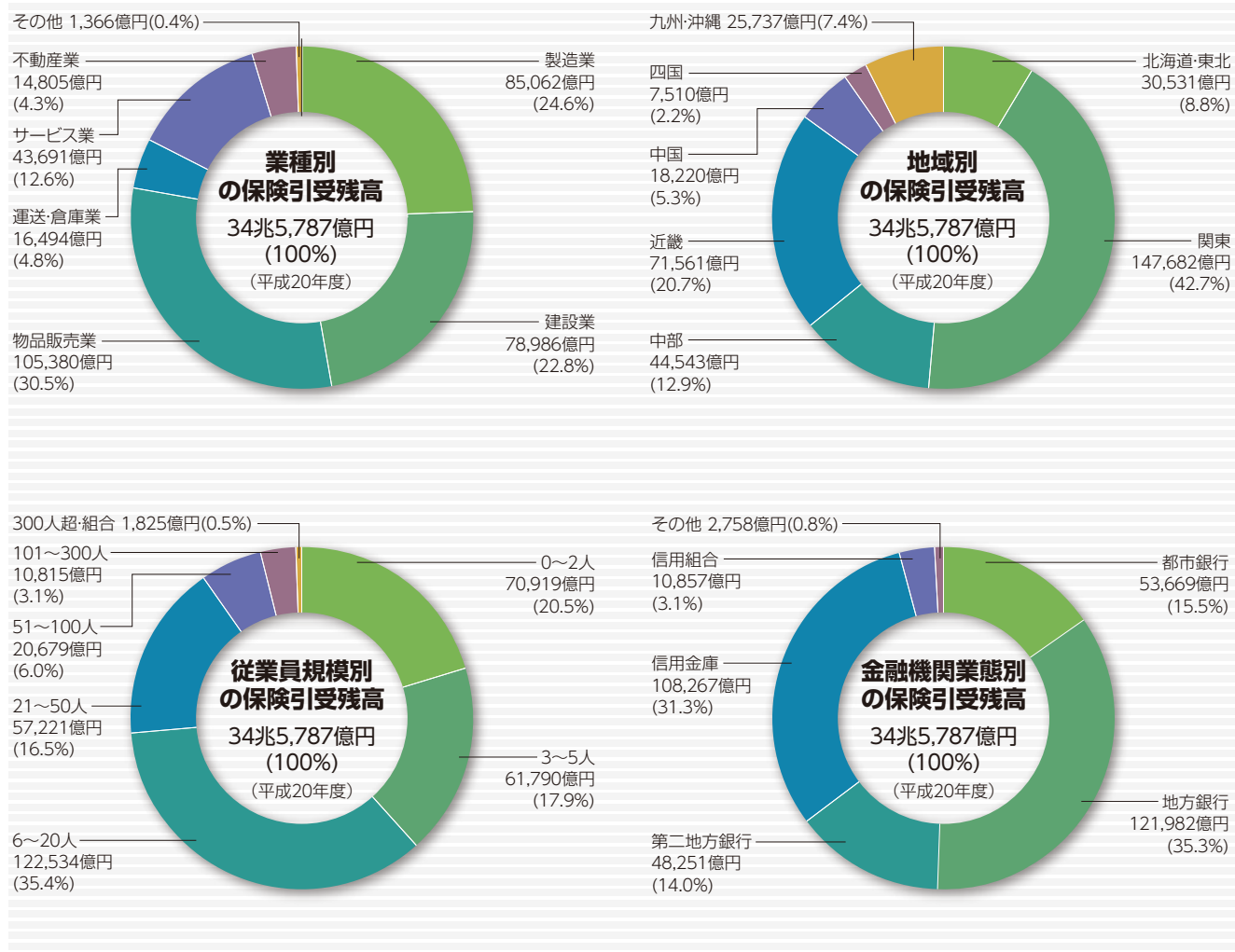
●商工中金の貸付残高には、オフショア勘定にかかる貸出金および信用組合代理貸を含みません。

●民間金融機関の貸付残高は、都銀、信託銀、地銀、第二地銀、信用金庫の合計で、信用組合等を含みません。

証券化支援業務の状況



信用保険業務の状況 (中小企業信用保険)



中小企業事業の役割と特色

融資業務

長期資金の安定供給により
民間金融を質と量で補完しています。

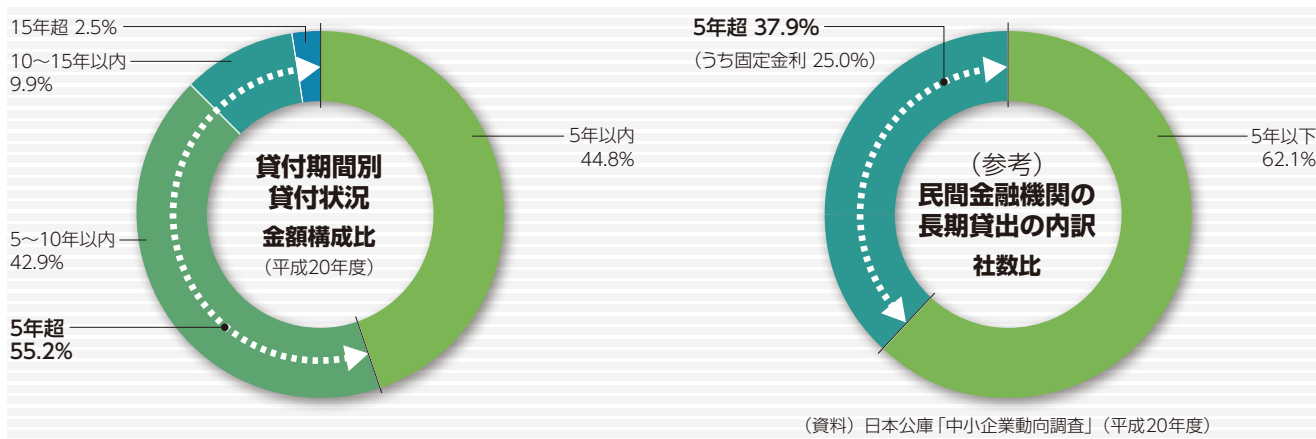
長期資金を専門に取り扱っています

中小企業が円滑に成長発展していくには、適時的確な設備投資の実施と継続的な財務体質の強化が必要であり、このため長期資金の安定的な調達が必要不可欠です。

しかし、中小企業は、資本市場からの資金調達が困難であるなど、一般的に大企業と比較して資金調達の手段が限られています。また、民間金融機関の貸出も融資期間1年以内の短期資金が中心であり、中小企業に対する長期資金の供給は十分ではありません。

日本公庫中小企業事業では、民間金融機関が融資しがたい長期資金を専門に取り扱っており、融資の約6割が期間5年超の長期資金で、すべて償還計画が立てやすい固定金利となっています。

日本公庫中小企業事業は、民間金融機関の対応が困難な部分を補完し、わが国経済にとって重要な役割を担う中小企業の皆さまの長期資金ニーズに応えています。

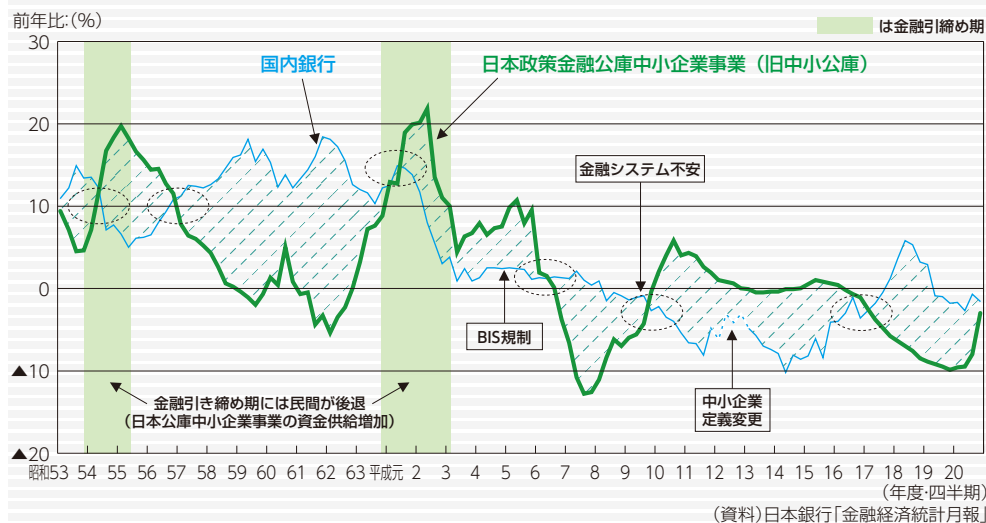


事業資金を安定供給

日本公庫中小企業事業の融資の伸びは、金融引き締め期や民間金融機関がリスクをとりにくい時期(バブル崩壊後の金融調整期や貸し渋り発生期)には高く、逆に金融緩和期には低下しています。

日本公庫中小企業事業は、景気などの影響から融資姿勢の変動を余儀なくされる民間金融機関の活動を補完するという見地から、中小企業の皆さまに事業資金を安定的に供給しています。

【中小企業向け貸出残高伸び率】(対前年同期比)



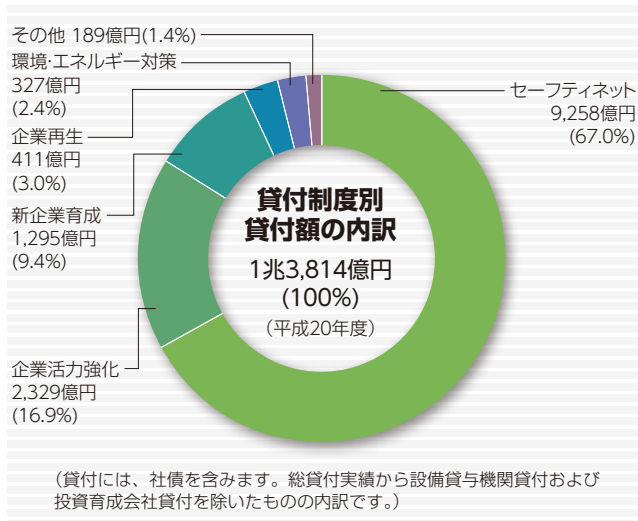
- (注)
- 国内銀行は中小企業向けの事業資金貸出残高で、銀行勘定のみ。また、平成5年度以降は当座貸越を含むベースで算出しています。平成2年以降は第二地銀(旧相互銀行)を含みます。
 - 国内銀行については、平成8年9月以前は全国銀行ベースで算出しています。
 - 平成12年4月に中小企業の定義が変更されたため、平成12年6月～平成13年3月の国内銀行の伸び率は、新基準と旧基準の比率等をもとに日本公庫において試算しています。

時代の要請に応じて 政策性の高い特別貸付の推進に取り組んでいます。

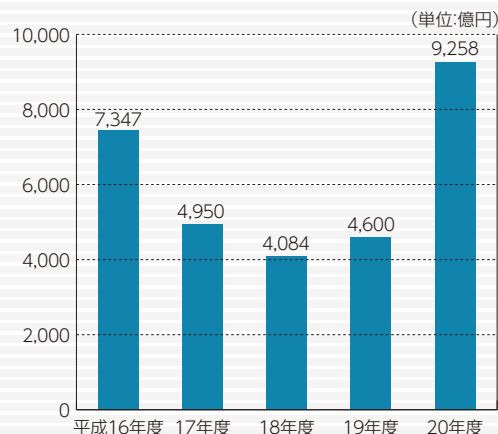
政策性の高い特別貸付を推進

特別貸付は、ベンチャー、事業再生、セーフティネットなどの分野や、地域経済の活性化、環境対策、雇用確保に貢献する設備投資の喚起など、民間金融機関だけでは十分に対応できない分野に対し、資金を供給して政策誘導を行うために設けられているものです。

平成20年度においては、世界的な金融危機の中、日本公庫中小企業事業はセーフティネット機能を機動的に発揮し、経営環境の悪化により資金繰りに困難をきたしている中小企業の皆さまを全力で支援しました。



【セーフティネット貸付実績の推移】



■ 経済・社会の動きと日本公庫中小企業事業が果たした役割

経済・社会の動き	日本公庫の果たした役割 ～特別貸付の実績(注)～
昭和 39(1964)年 オリンピック東京大会開催	1960～ 輸出製造業向け貸付 …………… 77億円(昭和39年度)
昭和 45(1970)年 万国博覧会、大阪で開幕	1970～ 近代化促進貸付 …………… 355億円(昭和45年度)
昭和 60(1985)年 平成元(1989)年 プラザ合意～急激な円高が進行 消費税導入	1980～ 国際経済調整対策等特別貸付 …… 1,862億円(昭和61年度) 消費税導入円滑化貸付 …………… 3,325億円(平成元年度)
平成 7(1995)年 平成 9(1997)年 阪神・淡路大震災大災害をもたらす 北海道拓殖銀行、山一證券 破綻	1990～ 災害復旧貸付 …………… 1,071億円(平成7年度) 金融環境変化対応特別貸付 …… 3,369億円(平成10年度)
平成 17(2005)年 平成 18(2006)年 平成 19(2007)年 平成 20(2008)年 ペイオフ全面解禁 ゼロ金利政策の解除 米国のサブプライム問題発生 米リーマン・ブラザーズが経営破綻	2000～ IT活用促進資金 …………… 1,593億円(平成16年度) 地域活性化・雇用促進資金 …… 2,151億円(平成17年度) 新事業活動促進資金 …………… 1,252億円(平成19年度) セーフティネット貸付 …………… 9,258億円(平成20年度)

(注) 貸付制度名は、取扱い終了時または平成21年3月31日現在のものです。

融資業務▶新事業

ベンチャービジネスなど、新たな事業への取組みを積極的に支援しています。

新事業育成資金の融資実績

日本公庫中小企業事業は、ベンチャー企業など、高い成長性が見込まれる新事業に取り組む中小企業の皆さまを支援する特別貸付「新事業育成資金」に積極的に取り組んでおり、制度創設（平成12年2月）以降の累計実績は3,468社・1,631億円にのぼっています。（平成21年3月末時点）

年 度	平成19年度		平成20年度	
融資社数・金額	555社	263億円	493社	216億円
（うち知財活用 ^{（注）} ）	259社	124億円	260社	107億円

（注）知財活用支援融資は、他の企業において活用されていない知的財産権（特許権、実用新案権等）を活用し、高い成長性が見込まれる新事業に取り組む中小企業の皆さまを支援するものです。

新株予約権を活用した無担保資金供給実績

「新事業育成資金」には、担保力の乏しいベンチャー企業などを対象として、企業が新たに発行する新株予約権を日本公庫中小企業事業が取得することにより無担保資金を供給する融資制度があります。

累計実績（平成12年2月～21年3月）	
融資社数	177社
金 額	53億円

新株予約権を活用した無担保融資でベンチャー企業を支援



名古屋支店中小企業事業は、株式公開を目指すベンチャー企業である株式会社シフトに対し、「新事業育成資金」を適用するとともに、同社が発行する新株予約権を当公庫が取得することにより、無担保での資金供給を実施しました。

本件については、当公庫が取得した新株予約権を、株式公開時に、時価で企業の経営者または経営者の斡旋した方が買い戻す仕組みを活用しています。

同社は、駐車場管理・画像管理・生産管理などのシステム開発業者で、2次元カラーバーコードを取り扱っています。カラーバーコードは、高速・長距離・複数同時認識が可能であり、次世代バーコードとして今後の成長が期待されています。

中小企業事業は、中小企業の皆さまによる新事業への取組みや株式公開を目指しているベンチャー企業の皆さまを積極的に支援していきます

融資業務▶新連携・地域資源活用・農商工連携

異分野の中小企業と連携した事業活動（新連携）、地域産業資源を活用した事業活動、中小企業者と農林漁業者が連携した事業活動（農商工連携）を積極的に支援しています。

新連携・地域資源活用支援・農商工連携支援融資の実績

日本公庫中小企業事業では、異分野の中小企業と連携した事業活動（新連携）、地域産業資源を活用した事業活動、中小企業者と農林漁業者が連携した事業活動（農商工連携）などを支援する「新事業活動促進資金」に積極的に取り組み、地域の活性化を支えています。

【平成20年度融資実績】

	新連携	地域資源活用支援	農商工連携支援
融資社数	56社	58社	15社
金額	16億円	8億円	2億円

農商工連携により新たな事業を開拓する中小企業者を支援

農商工等連携事業計画



バジルと小坂町特産の菜種油を使った香味オイルなどを新たに開発

秋田支店中小企業事業は、秋田県鹿角郡小坂町の食品加工業者である「（有）ベジ&フルあきた」に対し、「農商工連携支援融資」を適用し、融資を実施しました。

同社は、地元産の山菜や野菜などを生産販売する農業者「（有）栄物産」と連携して、バジルと小坂町特産の菜種油を使った香味オイルなどを新たに開発。今回の新商品開発および販路開拓にあたっては、秋田

県初となる農商工等連携事業計画の認定を受けており、この認定計画に基づき、秋田支店が融資を実施したものです。

中小企業事業は、今後とも本融資制度を活用し、中小企業者と農林漁業者との連携による新たな商品の開発等の取組みを積極的に支援していきます。

融資業務▶企業再建・事業承継支援

中小企業の再生や事業承継に向けた取組みを劣後ローン等を活用して積極的に支援しています。

企業再生貸付の融資実績

日本公庫中小企業事業は、事業の再生、経営再建や事業承継に取り組む中小企業の皆さまを支援する特別貸付「企業再生貸付」に積極的に取り組んでおり、制度創設(平成14年1月)からの累計実績は、2,821社・2,064億円となりました。(平成21年3月末時点)

また、特に財務体質強化の必要のある方に対しては、民間金融機関と連携し、金融機関の債務者区分判定において自己資本と見なすことができる「挑戦支援資本強化特例制度」(資本性劣後ローン)を適用して支援しています。

【企業再生貸付の融資実績推移】

年度	平成19年度	平成20年度
融資社数	398社	577社
金額	246億円	411億円

【挑戦支援資本強化特例制度(資本性劣後ローン)の融資実績】

年度	平成20年度
融資社数	52社
金額	49億円

公的再生支援機関との連携実績

全国の中小企業再生支援協議会が平成21年3月末までに再生計画策定支援を完了した2,105社のうち、日本公庫中小企業事業は約3分の1にあたる662社の支援に関与しました。(平成21年3月末現在の累計実績)

中小企業再生支援協議会の再生計画策定完了案件数	日本公庫中小企業事業が支援に関与した案件数	
		うち融資による支援
2,105社	662社(31%)	176社

資本性劣後ローンを適用し、中小企業の事業承継円滑化を支援



仙台支店中小企業事業は、仙台市のレストラン事業者である株式会社サンワ・レストラン・クリエイツに対し、「事業承継支援融資」(制度名:企業再建・事業承継支援資金)を適用し、運転資金の融資を実施しました。

同社は、平成20年に民事再生計画の認可を受けた同業者からレストラン事業に係る営業権の譲渡を受け新設された企業で、仙台市を中心に10店舗のレス

トランを展開しています。

中小企業事業は、本特別貸付制度と「挑戦支援資本強化特例制度」(資本性劣後ローン)を組み合わせで適用し、同社の事業承継の円滑化を後押ししています。

中小企業事業は、今後とも中小企業の皆さまの事業承継の円滑化を積極的に支援していきます。

融資業務▶不動産担保や保証人に過度に依存しない融資

不動産担保や保証人に過度に依存しない融資に取り組み、中小企業の皆さまの幅広い資金ニーズに対応しています。

不動産担保や保証人に過度に依存しない融資

日本公庫中小企業事業では、機械装置や商品在庫、知的財産権等も担保の対象とするほか、無担保貸付にも弾力的に対応しています。

また、保証人を免除する「保証人免除特例」、所定の特約を遵守することにより保証債務の発生を猶予する「保証人猶予特例」を整備し、中小企業の皆さまの幅広い資金ニーズに対応できる体制を整えています。

【保証人特例制度利用実績】

年度	平成20年度
保証人免除特例	329億円
保証人猶予特例	82億円

在庫を担保とした融資で中小企業の円滑な資金調達を支援

福岡支店中小企業事業は、福岡県朝倉市の酒造メーカーである(株)篠崎に対し、焼酎の在庫を担保とした融資を実施しました。

本件は、同社が築き上げた焼酎・清酒メーカーとしての事業基盤等に加え、在庫管理を含めた適切な内部管理体制を評価し、在庫を担保とする融資の実施に至ったものです。

在庫担保融資は、平成17年10月に「動産および債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」が施行され、新たに動産譲渡登記制度が創設されたことを受け、取扱いを開始したものです。

中小企業事業では、従来から機械装置等を担保評価し、中小企業者の皆さまの円滑な資金調達を支援

してきましたが、今後とも在庫や知的財産権などを担保とするほか、無担保貸付にも弾力的に取り組むことで不動産担保などに過度に依存しない融資に取り組んでいきます。



融資業務▶地域金融機関との連携

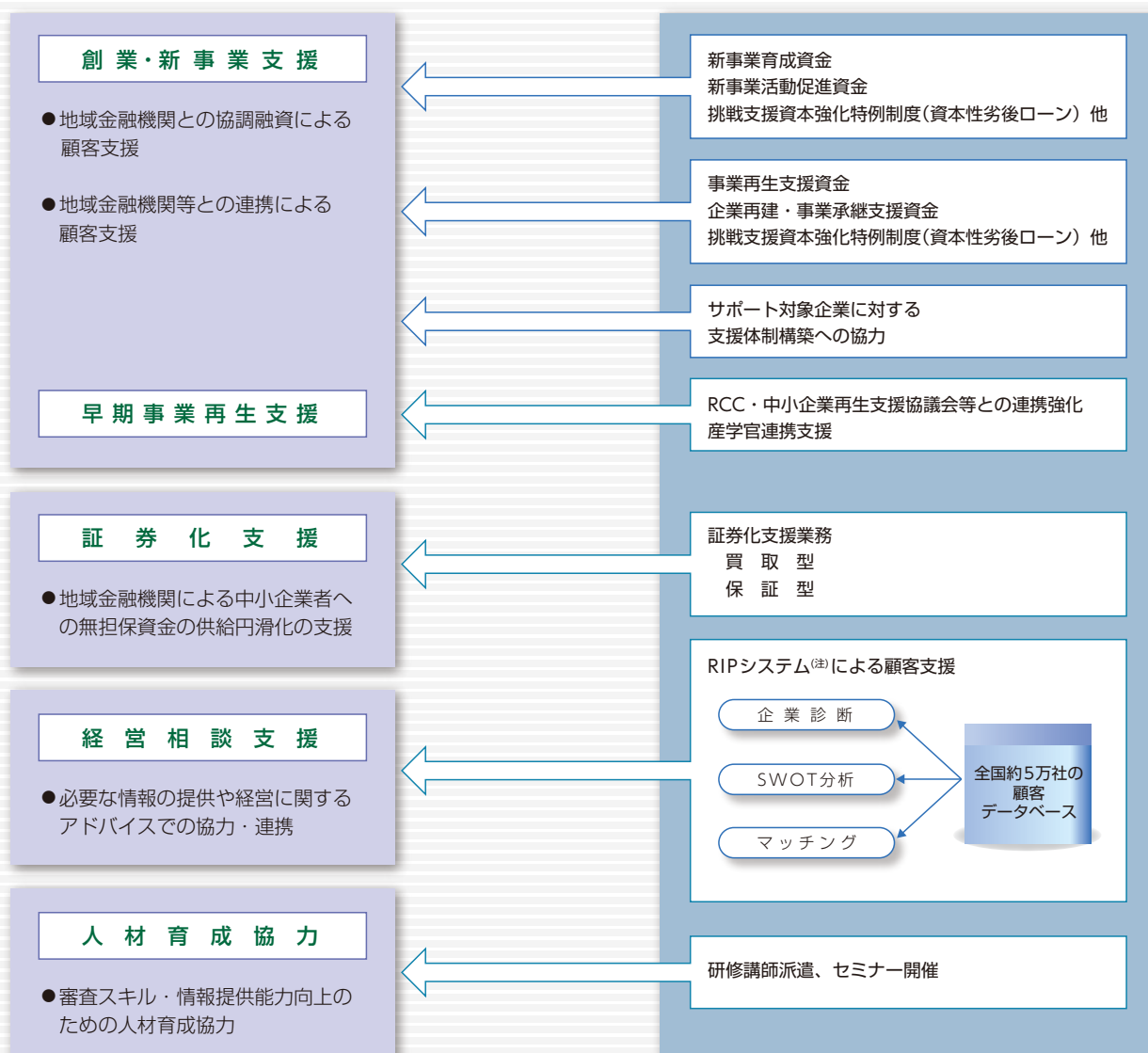
地域金融機関との連携を通じ、
中小企業金融の円滑化に取り組んでいます。

400を超える地域金融機関と協調融資、証券化支援などで連携

日本公庫中小企業事業は、融資・証券化支援・信用保険の多様な機能と長年にわたり培った審査力、全国約5万社の顧客データベースに基づく豊富な情報を活かし、「創業・新事業支援」「早期事業再生支援」「証券化支援」「経営相談支援」「人材育成協力」の分野で地域金融機関が行う地域密着型金融の一層の推進を支援しています。具体

的には、再生案件や新規案件を中心に、地域金融機関と緊密な情報交換を行い、当事業の資本性劣後ローンを活用した協調支援などに取り組んでいます。平成15年4月以降に具体的な連携を行った地域金融機関は、地域金融機関総数の8割を超える460行に及んでいます（平成21年3月31日現在）。

【連携可能な分野と連携の具体的内容】



（注）RIPシステムについてはP20をご覧ください。

地域金融機関との連携実績

【地域金融機関との具体的な連携内容】

(平成 15 年 4 月～平成 21 年 3 月)

(単位: 機関、件)

	地域金融機関数 ^(注)	連携実施金融機関数	連携実施割合	連携内容(延べ実施件数)		
				貸付相談	情報支援	講師派遣協力等
地銀・第二地銀	106	106	100%	8,683	1,173	1,278
信用金庫	278	275	99%	3,383	610	2,423
信用組合	162	79	49%	264	22	171
合計	546	460	84%	12,330	1,805	3,872

(注) 沖縄県の金融機関を除き、埼玉りそな銀行を含みます。

【業務提携・協力に関する覚書締結状況】

(平成 15 年 4 月～平成 21 年 3 月)

(単位: 機関)

地銀・第二地銀	103
信用金庫	232
信用組合	32
合計	367

【証券化支援での連携状況】

(平成 16 年 7 月～平成 21 年 3 月)

(単位: 機関)

地銀・第二地銀	56
信用金庫	84
信用組合	9
合計	149

(注) 証券化支援での連携金融機関数は、証券化支援(買取型・保証型)への参加地域金融機関の延べ数です。

地元金融機関3行とビジネス商談会を開催し、顧客支援の連携体制を構築

日本公庫名古屋支店では、東海地区を拠点とする十六銀行、名古屋銀行および百五銀行との共催により、各機関の取引先企業のビジネスマッチングを行う「三行ビジネス商談会」を開催しています。

同会では、参加企業の希望に基づき、「個別商談」の面談企業を事前にセットするなど、活発な商談機会を中小企業の皆さまに提供しています。

日本公庫は、協調融資だけでなく、このようなビジネスマッチングにおける連携体制の構築など、地元金融機関が取り組む地域密着型金融の一層の推進に積極的に協力し、地域経済の活性化を支援しています。



融資業務▶産学官連携

全国の大学や研究機関との連携ネットワークを活用し、
中小企業の皆さまの産学官連携をサポートしています。

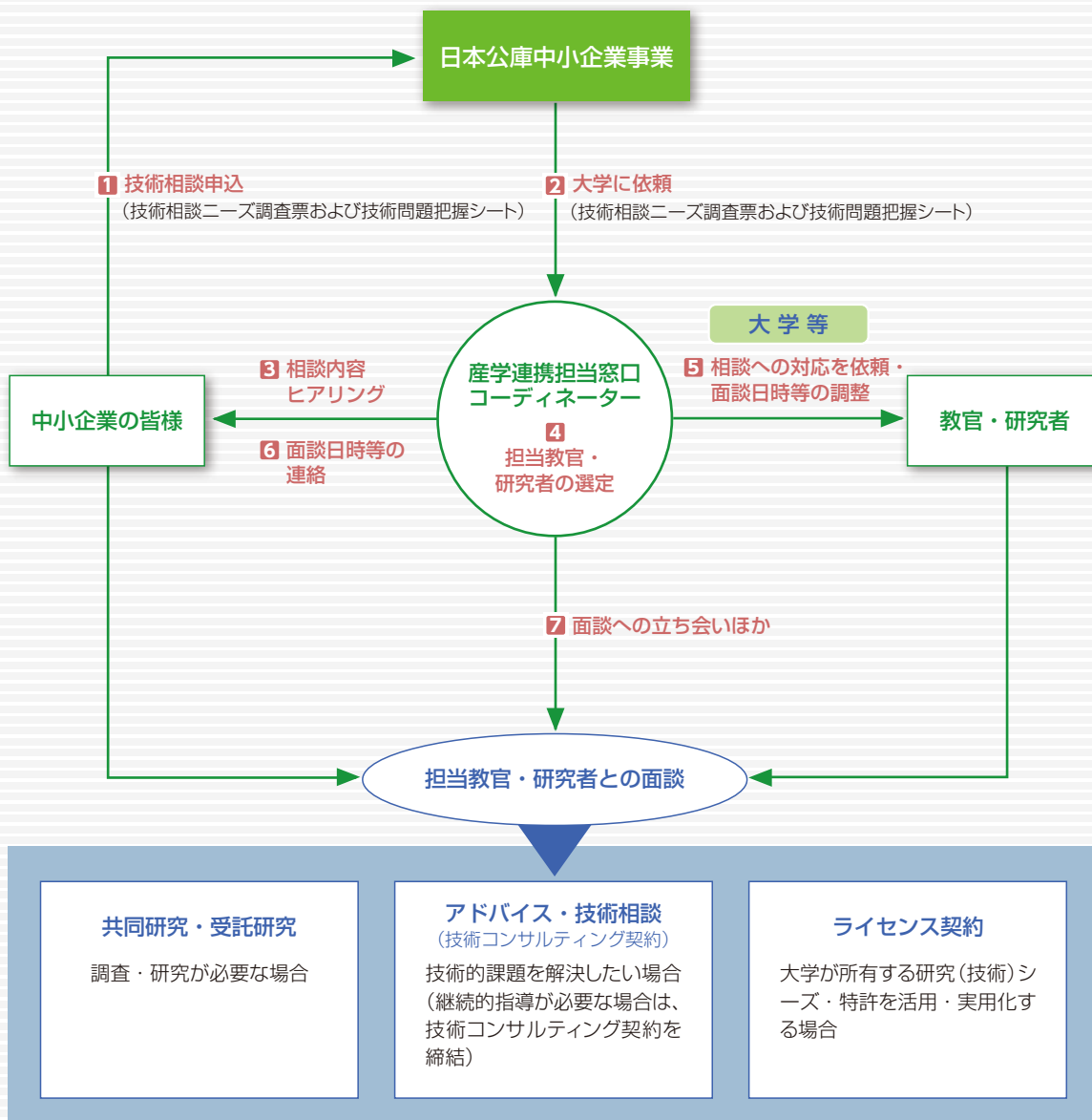
産学官連携の特徴

日本公庫中小企業事業は、全国に広がるネットワークを活かし、各地の大学や研究機関、公的機関などと連携して、中小企業の皆さまの技術的な課題の解決や新たな事業分野の開拓等を支援しています。

各地の支店において、中小企業の皆さまと大学等との

出会いの場を提供する産学官連携セミナーを開催しているほか、政策金融機関としての中立性を活かし、フェース・ツー・フェースの対話を通じて、中小企業の皆さまのニーズを的確に把握し、大学等への橋渡しを実施しています。

■ 日本公庫中小企業事業の産学官連携支援



融資業務▶企業成長における中小企業事業の貢献

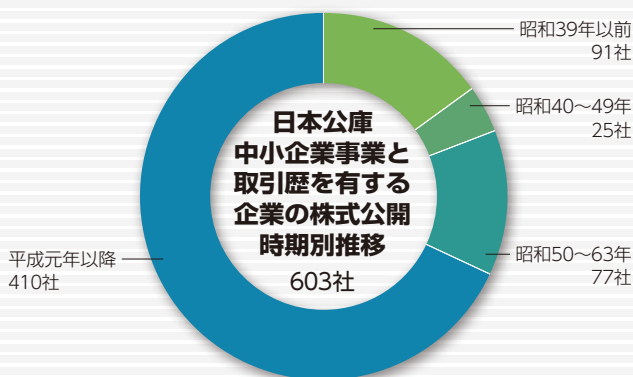
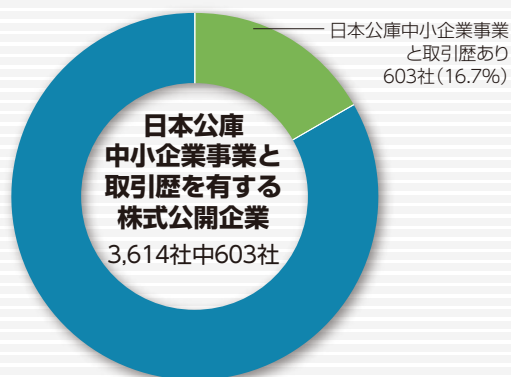
日本公庫中小企業事業との取引を経て、
多くの企業が躍進しています。

600社を超える取引企業が株式を公開

日本公庫中小企業事業は、中小企業専門の政策金融機関として、中小企業の皆さまの成長・発展を支援しています。これまで日本公庫中小企業事業との取引を経て、株式の公開を果たした企業は、株式公開企業の約6分の1にあたる603社^(注)となっており、この中には国際的にも有力な企業となったケースも少なくありません。

特に、平成元年以降については、日本公庫中小企業事業との取引を経て株式を公開した企業は410社^(注)と大幅に増加しており、同じ時期の株式公開企業の増加数である1,628社^(注)のうちの約4分の1を占めるに至っています。

(注) 社数は平成21年3月31日現在のものです。



(注) 日本公庫中小企業事業調べ。株式公開企業数は、平成21年3月31日現在。
農林・水産、金融・保険および外国企業を除きます。

創業期に受けた価値ある融資

京セラ株式会社(東証一部上場)名誉会長 稲盛和夫

京セラ創業3年目の頃、当時専務だった私は、銀行に設備投資の資金を借りにいきましたが、担保もなく結局お金を借りることはできませんでした。最後に中小企業金融公庫を紹介され、是非にとお願いして支店長に会わせていただき、「我々は創業間もない零細なベンチャー企業です。私どもは創業初年度から10数%の利益を出しています。私の過去3年間の努力と実績を信用して何とか貸していただけませんか」と、とつとつとお願いをいたしました。暫くして支店長は、私の誠意が通じたのか、「わかりました。あなたがこれから融資を受けようとする設備を担保にお金を貸しましょう」と言ってくださいました。これまでの金融機関の常識では、大変リスクのある決断ですが、私を信じて持ち込み担保という方法での融資を決断された支店長の勇気に対し大変感激したことを覚えています。

40年ほど前、どの金融機関も相手にしてくれなかった私どもに人物本位で資金の貸付をしていただいた当時の支店長のご決断によって、今日の京セラが存在しております。

(出典) 2003年12月 中小企業金融公庫発行「中小企業金融公庫五十年史」コラムより抜粋(寄稿者の役職名は寄稿当時のものです)。

証券化支援業務

政策金融機関として、
金融手法の革新に先導的な役割を担っていきます。

証券化手法を活用し、民間金融機関等による無担保資金の円滑な供給を支援

中小企業金融の円滑化を図るという観点から、中小企業向け貸付債権等の証券化は注目されています。

日本公庫は、信用リスク、審査、証券化事務などを適切に負担し、民間金融機関等が利用しやすい証券化手法を

提供することで、中小企業の皆さまへの無担保資金の円滑な供給および資金調達手段の多様化を図るとともに、証券化市場の育成・発展にも貢献し、政策金融機関として先導的な役割を積極的に果たしていきます。

証券化支援の手法

買取型

民間金融機関等の中小企業向け無担保債権等を譲り受け、またはCDS契約を活用し証券化する業務

保証型

民間金融機関等が自ら証券化する中小企業向け無担保債権等の部分保証や証券化商品の保証や一部買取りを行う業務

売掛金債権証券化等

民間金融機関等による特別目的会社への貸付債権に対する保証の提供および特別目的会社への貸付を行い、中小企業の皆さま(納入企業)が保有する売掛金債権の証券化等を支援する業務

※日本公庫自らが貸し付けた貸付債権または取得した社債を証券化する業務（自己型）にも取り組んでいます。

買取型の取組事例

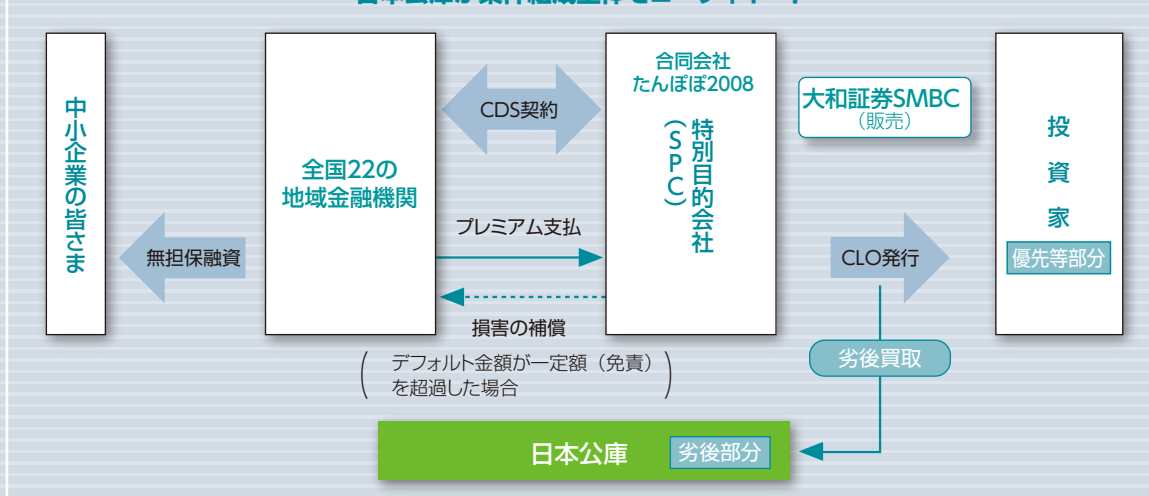
22金融機関と広域に連携し、 「複数金融機関参加型シンセティックCLO^(注)」を実施

日本公庫は、証券化支援業務（買取型）の平成20年3月に実施した「地域金融機関CLOシンセティック型（合同会社たんぼぼ2008）」において、22地域金融機関の参加のもと、複数金融機関参加型のシンセティックCLOを実施し、29都道府県の1,182社に対して295億円の無担保資金を供給しました。

（注）シンセティックCLOとは、CDS契約を活用して、地域金融機関が貸付債権等を保有した状態で信用リスクのみを証券化することをいいます。

- CLO：Collateralized Loan Obligation（ローン担保証券）の略です。
- CDS契約：クレジットデフォルトスワップ契約の略。地域金融機関は、実行した無担保貸付債権等の債権プールの信用リスクに応じたプレミアムを特別目的会社（SPC）に支払う一方、デフォルト金額が一定額（免責）を超過した場合にSPCから損害の補填を受けます。

日本公庫が案件組成全体をコーディネート



証券化融資の育成・定着のため、日本公庫は先導的な役割を果たしています

日本公庫は、証券化支援業務において、平成16年7月の業務開始から平成21年3月末までの累計で延べ156の金融機関と連携して、延べ9,051社の中小企業の皆さ

まに対する3,082億円の無担保資金の供給を支援しました。

【資金供給の状況】（平成16年7月～平成21年3月末までの累計）

	買取型 (キャッシュ型)	買取型 (シンセティック型)	保証型	自己型	合計
組成件数	10件	3件	6件	7件	21件 ^(注1)
社数	2,317社	2,674社	2,308社	1,752社	9,051社
金額	537億円	674億円	943億円 ^(注2)	926億円	3,082億円
参加金融機関	89機関	60機関	7機関	—	156機関
都市銀行	1機関	—	2機関	—	3機関
地銀・第二地銀	36機関	20機関	—	—	56機関
信用金庫	46機関	37機関	1機関	—	84機関
信用組合	6機関	3機関	—	—	9機関
その他	—	—	4機関	—	4機関

(注1) 全26件のうち5件は買取型と自己型の合同組成。

(注2) 貸付債権元本総額を表示。保証実績は660億円（貸付債権元本総額943億円の7割保証）。

日本公庫はCLOマーケットの整備・発展に貢献しています

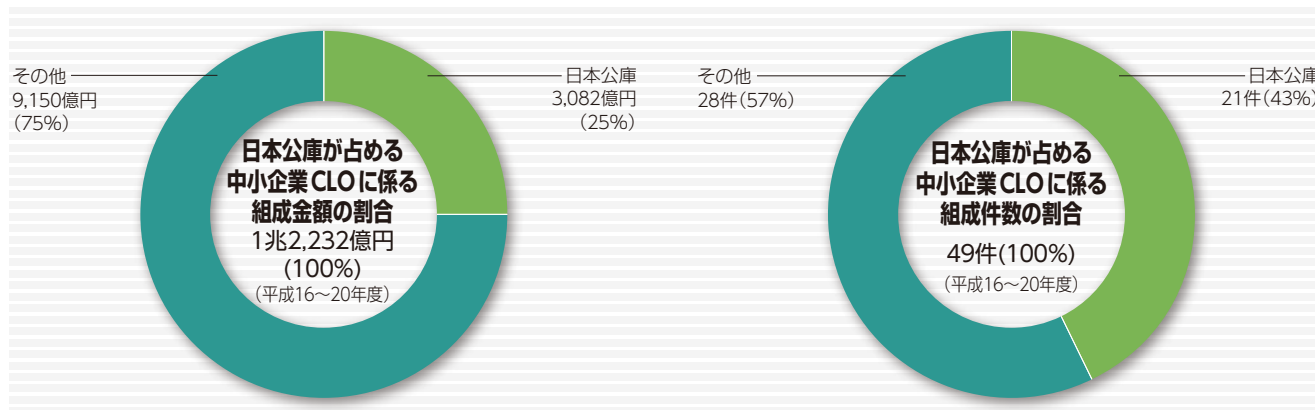
日本公庫の証券化支援業務による中小企業CLO（中小企業向け貸付債権等を裏付け資産とする資産担保証券等）の発行規模は、本業務を開始した平成16年度以降、累計2,792億円^(注1)にのぼっており、中小企業CLOの発行額全体の約4分の1^(注2)を占めています。

日本公庫は安定的、継続的な中小企業CLOの組成に努

め、発行時および期中での情報開示も積極的に行いながら、CLOマーケットの整備・発展に貢献しています。

(注1) 日本公庫および参加金融機関が保有している劣後部分を除いたマーケットへの供給分。

(注2) 日本公庫にて把握した平成16年度から平成20年度までの中小企業CLOの発行額（総額約1兆2,000億円）との比較。



信用保険業務

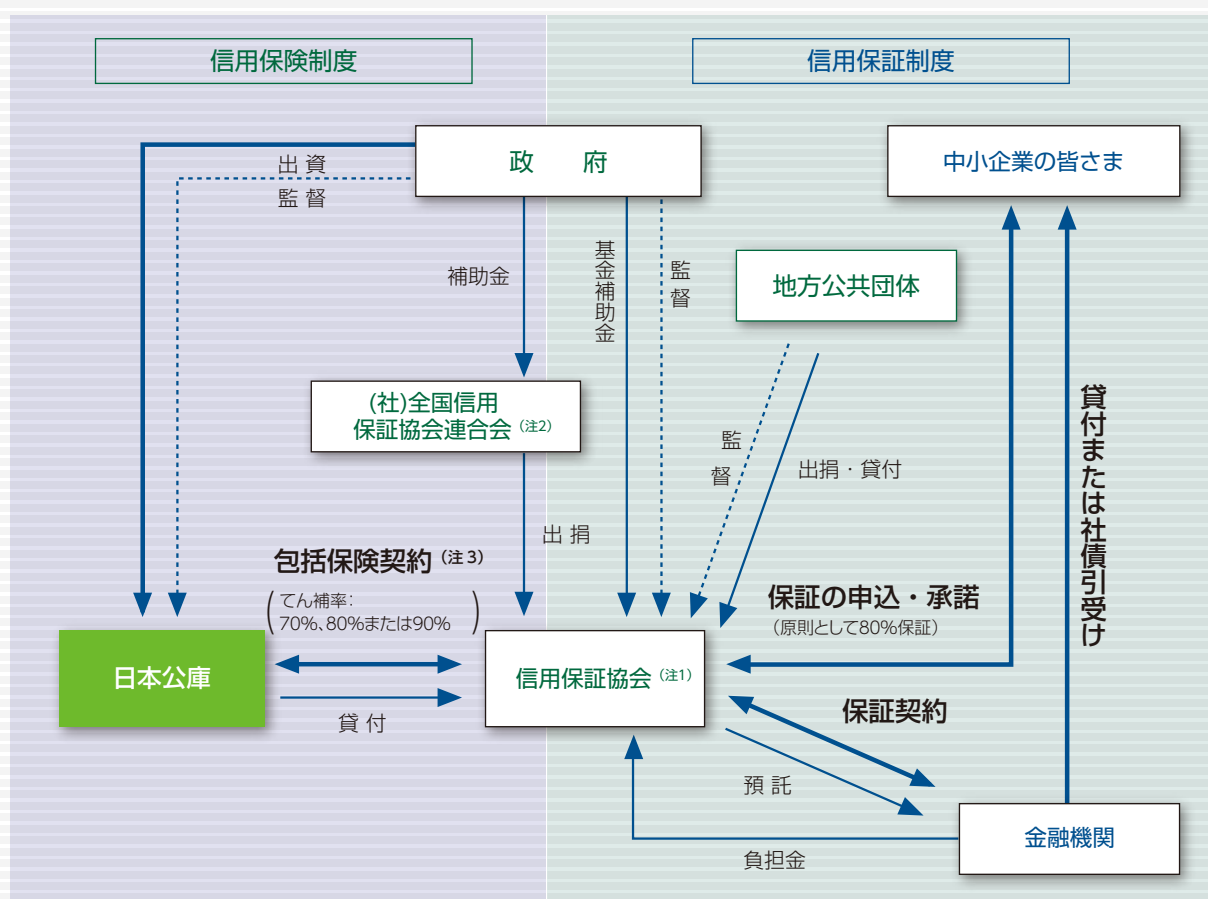
信用保証制度と一体となり、
中小企業の皆さまの事業資金の円滑な調達を支えています。

信用保険制度の役割

日本公庫は、担保力や信用力の乏しい中小企業の皆さまが金融機関からの借入れまたは社債の発行により事業資金調達を行う際に、信用保証協会が行う債務の保証(信用保証)について保険を行っています。中小企業信用保険制度は、中小企業の振興を図ることを目的として、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)などに基づき、

中小企業の皆さまの借入れ等の保証について保険を行う制度です。この信用保険制度と信用保証制度が一体となって機能することにより、中小企業の皆さまに対する事業資金の供給の円滑化が図られています。このような仕組みは「中小企業信用補完制度」と呼ばれており、国の中小企業金融政策の重要な一翼を担っています。

【信用補完制度】



- (注1) 信用保証協会
信用保証協会法に基づく特殊法人。全国に52協会あり、中小企業者の金融機関からの借入等による債務について保証を行っており、中小企業者の債務不履行に対し代位弁済を行い、以後中小企業者から回収を行います。政府および地方公共団体の監督を受けており、地方公共団体からの出捐金と金融機関からの負担金を受け入れています。
- (注2) 社団法人全国信用保証協会連合会
全国52の信用保証協会を会員とする組織。信用保証協会の健全な発展を図り、中小、中堅企業金融の円滑化に貢献することを目的としています。
- (注3) 包括保険契約
信用保証協会が中小企業者の金融機関からの借入等による債務を保証することにより、保証をした借入金等の額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定めるものです。

中小企業の約4割が信用補完制度を利用

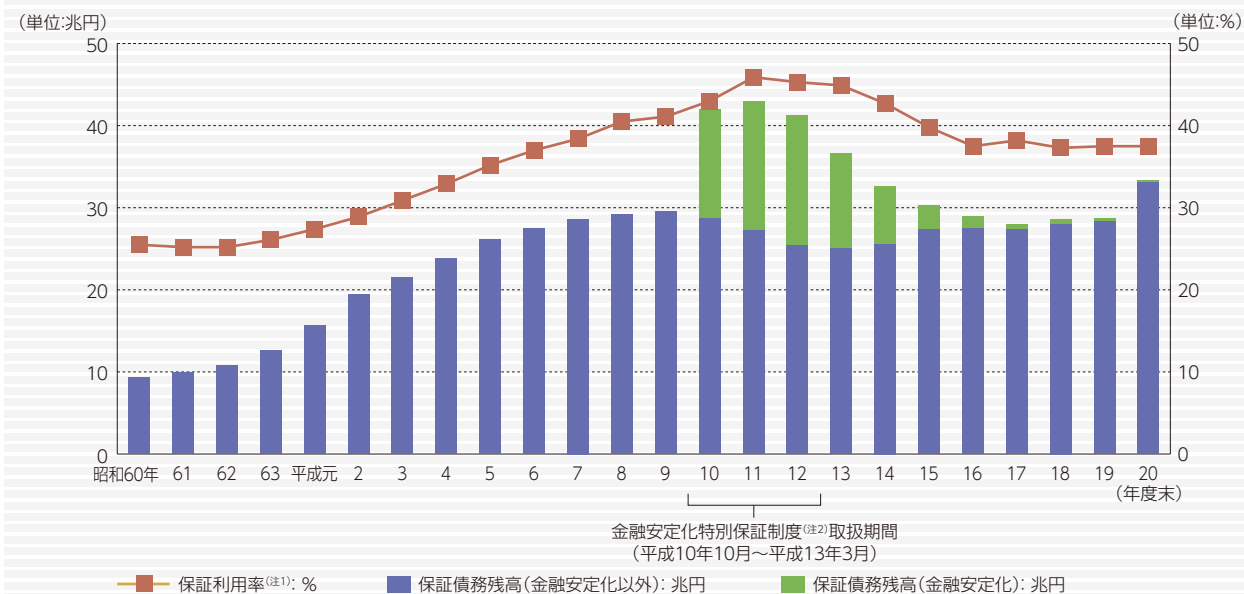
平成21年3月末現在、信用保証協会が保証している融資等（保証債務残高）は約33兆円で、中小企業向け貸出しの約13%が信用保証制度の利用によるものとなっています。

信用保証制度は約157万の中小企業の皆さまに利用さ

れており、中小企業の約38%が信用保証制度を利用して資金調達を行っていることになります。

信用保険制度は、このような保証について保険を行うことで中小企業の皆さまの円滑な資金調達を支えることにより、経営の安定と事業の成長発展に貢献しています。

【全国 52 信用保証協会の保証債務残高と保証利用率の推移】



(注1) 保証利用率

保証利用企業数を中小企業数で除いたものです。

(注2) 金融安定化特別保証制度

平成10年8月の「中小企業等貸し渋り対策大綱」(閣議決定)に基づき、同年10月に創設された保証制度で、貸し渋りに苦しむ中小企業者に対して保証要件を緩和して保証付融資による円滑な資金供給を図った臨時異例の措置です。

信用補完制度は国の経済政策において重要な施策として活用

平成20年10月31日から、「安心実現のための緊急総合対策(8月29日に政府与党決定)」において決定された「緊急保証」が実施されています。

本制度の目的は、国際的な金融不安、経済収縮による悪影響により資金繰りに支障をきたしている中小企業の皆さまに対して、事業資金の円滑な供給を行うことにより事業発展に繋げていただくことにあります。

平成21年7月末現在、本制度の対象業種は781業種となっており、中小企業の皆さまの太宗の業種をカバーしています。

日本公庫は、信用保証協会が行う緊急保証を含めた信用保証について保険を引き受け、信用保証制度をバックアップしています。

顧客支援サービス

情報提供や経営に関するアドバイスなどにより
経営課題の解決を継続的に支援しています。

フェース・ツー・フェースで経営課題の解決を支援

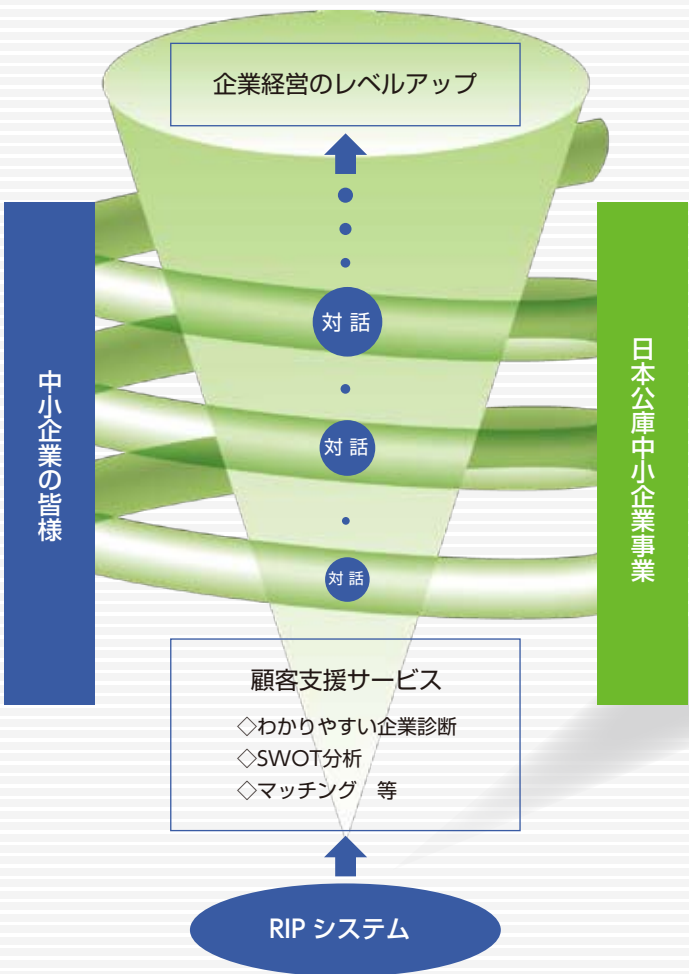
日本公庫中小企業事業は、融資時だけでなく事後においても、経営者の方とのフェース・ツー・フェースの対話を通じて個々の企業の経営課題を把握し、お取引先が発展していくために必要な情報の提供や経営に関するアドバイスを継続的に行っています。

日本公庫中小企業事業では、長年蓄積してきた中小企業経営に関するノウハウや全国約5万社のお取引先の情報をデータベース化した独自のシステム「RIP^(注)システム」を構築し、顧客支援サービスに活用しています。

日本公庫中小企業事業の提供する情報は、個々の企業のニーズに応じた、いわば“オーダーメイド”の情報であり、このような「生きた情報」の提供と目利き能力を活かしたアドバイスにより、お取引先の皆さまをバックアップしています。

(注) RIPとは、お取引先との対話を通じ、信頼関係(Relationship)を深めつつ、お客さまと日本公庫中小企業事業の知恵(Intelligence)を活かし、積極的な提案(Proposal)を行うことで、中小企業の皆さまの成長発展を支援しようとする日本公庫中小企業事業の姿勢を表現したものです。

【RIPシステムを活用した顧客支援サービス】



【平成 20 年度実績】

[主要なもの]		(件)
わかりやすい企業診断		22,612
SWOT分析		3,337
マッチング		711

顧客支援サービスの内容

日本公庫中小企業事業は、長年蓄積してきた経営に関するノウハウや事例と、全国のお取引先とのネットワークを活かして、経営課題の解決のための顧客支援を継続的に行っています。

お取引先の要望や実情に則して、「わかりやすい企業診

■ わかりやすい企業診断・SWOT分析

長年培った財務分析ノウハウを活かした「わかりやすい企業診断」により、個々の企業の決算データと日本公庫中小企業事業のお取引先約5万社のデータに基づく同業者比較や時系列分析を行い、提供しています。

また、「SWOT分析」^(注)も活用し、企業を取り巻く状況(外部環境)と企業の強み・弱み(内部環境)の整理・分析のサポートを行っています。

(注) SWOT分析
企業の持つ「強み」(Strength)と「弱み」(Weakness)、事業を取り巻く「機会」(Opportunity)と「脅威」(Threat)を明確化し、経営戦略の立案に活用していく経営分析手法のことをいいます。

■ マッチング

全国に広がるお取引先と日本公庫中小企業事業の店舗網を活かしたネットワークにより、販売先や仕入先、提携先などのビジネスパートナーをお探しの方、店舗、営業所などの不動産をお探しの方をサポートしています。

断」「SWOT分析」および「マッチング」など各種サービスを組み合わせて提供することにより、経営課題の解決を支援しています。

(注) 顧客支援サービスにあたっては、事前にお取引先の承諾をいただくなど、守秘義務や顧客情報保護に十分留意して取り組んでいます。



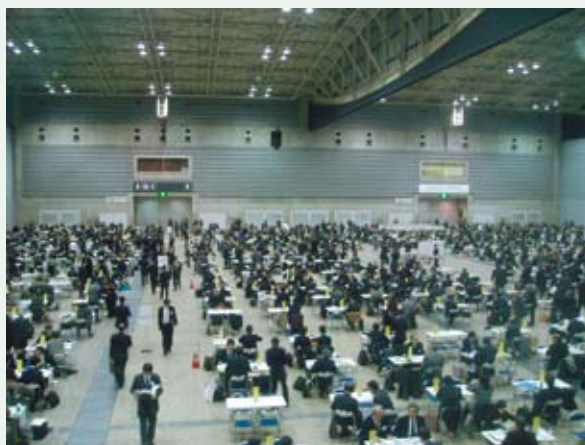
また、多数の異業種企業が一堂に集まる「ビジネス商談会」を各地で開催しており、より広範囲なビジネスマッチングの機会を提供しています。

全国ビジネス商談会

日本公庫中小企業事業では、平成20年1月28日、パシフィコ横浜にて、全国ビジネス商談会を開催しました。

当日は全国各地のお取引先が一堂に会し、沖縄振興開発金融公庫のお取引先6社を含め、全都道府県から合計713社・1,593名の参加を得て、初の全国規模での開催となりました。

参加企業からは、「ビジネスチャンスとしても情報収集の場としても大変有意義であった」などの声が寄せられました。



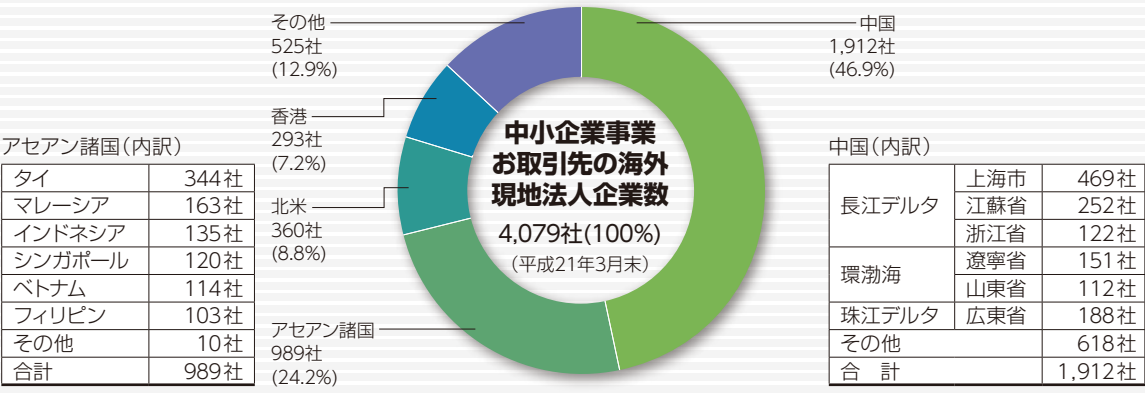
国際化への対応

国際化に対応する中小企業の皆さまを積極的に支援しています。

中小企業の国際化支援

日本公庫中小企業事業は、約4,000社のお取引先現地法人が海外で活躍するなど、中小企業の国際化が進展している状況下、海外の政策金融機関や政府関係諸機関と

連携し、経営相談への対応や進出企業間の交流支援など幅広い分野において、国際化に対応する中小企業の皆さまを積極的に支援しています。



アセアン地域におけるサポート

当事業は、タイのバンコク駐在員事務所を拠点に、アセアン地域で活動する日系中小企業の皆さまを積極的に支援しています。

同地域への進出時には、現地の日系中小企業の活動状況や金融情報等を提供、また進出後に発生する様々な経

営課題についても他の政府関係諸機関や現地金融機関との連携による課題解決支援を行っています。

また、取引先現地法人交流会を開催し、進出企業間のネットワーク構築支援も行っています。

中国におけるサポート

近年、中国において日系中小企業の集積が進んでおり、当事業においても中国に拠点を有するお取引先の現地法人が1,900社を超えています。

当事業は、日中経済協会上海事務所に職員を派遣し、中国に展開する中小企業の皆さまへの支援の充実も図っ

ています。

また、進出企業間のネットワーク構築を支援するため、上海など主要都市で取引先現地法人交流会を開催しています。

サポート事例

■ ビジネス商談会

当事業は、平成18年よりタイ中小企業向け政策金融機関であるタイ中小企業開発銀行と共同で、食品、繊維関連を中心としたお取引先を対象にビジネス商談会を開催しています。3回目となった平成20年3月の商談会では、日タイ両国からそれぞれ約20社が参加し、活発な商談が行われました。



タイにおけるビジネス商談会

■ タイ取引先現地法人交流会

平成21年3月、バンコクにおいて「タイ人との付き合い方」をテーマに、タイ人講師によるセミナーを実施し、お取引先（日本本社および現地法人）53社・69名が参加しました。



タイ取引先現地法人交流会（セミナー）

■ 中国取引先現地法人交流会

平成21年2月、中国上海において人材活用および会計・税務関連の専門家を講師としたセミナーおよび懇親会を実施し、お取引先（日本本社および現地法人）76社・97名が参加しました。



中国取引先現地法人交流会（セミナー）

海外の関係機関との連携

APEC域内中小企業機関との連携

当事業は、APEC域内の中小企業金融機関との連携を図るため、中国国家開発銀行、タイ中小企業開発銀行など域内14金融機関とAPEC MOU^(注)を締結しており、毎年開催される年次会合に参加し、技術協力や情報交換などを行っています。

(注) アジア太平洋協力会議(APEC)域内の中小企業金融に携わる金融機関間の協力に関する覚書



第5回 APEC MOU年次会合(東京)

ACSIC加盟機関との連携

当事業は、韓国信用保証基金、マレーシア信用保証公社、タイ中小企業信用保証公社など16機関が加盟するACSIC(アジア中小企業信用補完制度実施機関連合)に加盟しており、毎年開催される会議に参加し、信用補完制度実施機関との相互交流を積極的に図っています。



第21回 ACSIC会議(タイ)

融資業務

高度化する時代の要請に“多様な融資”で対応しています。

資金の特徴

- ◇ 最長 20 年の長期でご利用いただけます。
- ◇ 固定金利ですから安心して事業計画が立てられます。
- ◇ 国の政策を実現するための多様な特別貸付をご用意しています。
- ◇ ベンチャー支援を目的に、一定の要件のもとで、新株予約権の取得による資金供給を行っています。
- ◇ 一定の要件のもとで、証券化を前提とした無担保での貸付・社債の引受けによる資金供給を行っています。
- ◇ 直接貸付において、一定の要件のもとで、大部分の特別貸付で無担保特例、または担保不足特例をご利用いただけます。
- ◇ すべての直接貸付において、一定の要件のもとで、経営責任者の方の個人保証を不要とする特例をご利用いただけます。また、一定の要件のもとで、経営責任者の方の保証債務の発生が猶予される特例もご利用いただけます。

対象業種と対象規模

日本公庫中小企業事業をご利用いただける方は、以下のとおりです(※の業種を除く)。

対象業種	対象規模 ^(注1)
製造業 ^(注2) 、建設業、運輸業など	資本金3億円以下または従業員300人以下
卸売業	資本金1億円以下または従業員100人以下
小売業	資本金5千万円以下または従業員50人以下
サービス業 ^(注3)	資本金5千万円以下または従業員100人以下

(注1) 資本金または従業員のいずれか(個人事業者の方は従業員)が該当すれば、ご利用いただけます。
(注2) 製造業のうち、ゴム製品製造業(自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業、工業用ベルト製造業を除く)は、資本金3億円以下または従業員900人以下です。
(注3) サービス業のうち、旅館業は、資本金5千万円以下または従業員200人以下、ソフトウェア業、情報処理サービス業は、資本金3億円以下または従業員300人以下です。

※ 次の業種の方は日本公庫中小企業事業の融資などの対象にはなりません(詳しくは窓口でご確認ください)。

- 農業
- 林業
- 漁業
- 金融・保険業(保険媒介代理業および保険サービス業を除く)
- 不動産業のうち住宅および住宅用の土地の賃貸業
- 非営利団体
- 一部の風俗営業
- 公序良俗に反するもの
- 投機的なもの など

ご利用手続きの概要

日本公庫中小企業事業の融資などには、公庫の営業店に直接お申し込みいただく「直接貸付」と、公庫の代理店にお申し込みいただく「代理貸付」があります。

■直接貸付

お申込みから、審査、ご契約、資金のご送金など一切の手続きを全国の日本公庫中小企業事業の支店で取り扱います。また、経営課題解決の支援も行っています。

お申込みの方法と手順（直接貸付）

ご相談

日本公庫中小企業事業支店の窓口にご相談ください。

「会社案内」、「決算書」などのお手持ちの資料をご持参いただければ、より具体的なご相談が可能となります。

お申込み

ご融資の検討に必要な資料のご提出をお願いします。

お願いする主な資料は次のとおりです。

- | | | |
|------------------|---------------|----------------------------|
| ●会社案内、製品パンフレット | ●納税証明書 | ●設備資金の場合は、見積書など計画の概要がわかる資料 |
| ●法人の登記事項証明書 | ●最近の試算表、資金繰り表 | ●登記事項証明書など担保の内容がわかる資料 |
| ●最近3期分の決算書、税務申告書 | | |

（注）必要に応じ、補足資料をお願いします。

審査

ご融資の検討を行います。

事業や計画の内容の理解を深めるため、お客さまの本社や工場などに日本公庫職員がお伺いします。

ご融資

ご融資が決定しましたら、貸付契約を締結し、
抵当権設定などの手続きが完了した後、ご送金します。

ご返済

お客さまの取引金融機関口座から、自動振替でご返済いただきます。

設備資金の場合は、工事業者などへのお支払いを確認させていただくとともに、現地確認等を行います。

■代理貸付

日本公庫中小企業事業の資金を幅広くご利用いただくため、都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・信用金庫・信用組合など、ほとんどの民間金融機関を代理店とし、その本

支店を通じて融資を行っています。お申込み、審査、ご契約などの手続きは代理店が行います。

（注）代理店数は、505代理店（平成21年3月31日現在）です。

特別貸付

日本公庫中小企業事業は、国の政策を金融面から誘導していくために設けられた「特別貸付」を積極的に推進しています。

特別貸付については、経済や社会環境の変化を踏まえ、その時々の方針的課題や中小企業の皆さまのニーズに応じて、制度の創設、改廃などを機動的に実施しています。

経済・社会構造の変革に前向きに対応する中小企業の皆さまに対しては、創造的な事業活動を支援する「新事業育成資金」、起業家の再チャレンジを支援する「再チャレン

ジ支援融資（再挑戦支援資金）」、経営革新、新連携および地域資源の活用への取組みを支援する「新事業活動促進資金」、ものづくり基盤技術の高度化等への取組みを支援する「企業活力強化資金」などをご用意しています。

また、中小企業の皆さまのセーフティネットの役割を果たすための「セーフティネット貸付」、事業再生および事業承継を支援する「企業再生貸付」など、経済・金融環境の急激な変化への中小企業の皆さまの対応を支援する特別貸付に対しても積極的に取り組んでいます。

■ 主な制度

新企業育成貸付

資金名	ご利用いただける方(概要)	直接貸付の融資限度額	融資期間(最長)
新事業育成資金 ^(注)	新規性、成長性のある事業を始めて7年以内の方	6億円	〈固定金利型〉 (設備) 15年 (運転) 7年 〈成功払い型〉 7年
再チャレンジ支援融資 ^(注) (再挑戦支援資金)	廃業歴等を有する法人等であって新たに事業を開始する方または開業後5年以内の方	7億2千万円	〈固定金利型〉 (設備) 15年 (運転) 7年 〈成功払い型〉 7年
新事業活動促進資金	「経営革新計画」の承認、「異分野連携新事業分野開拓計画」、「地域産業資源活用事業計画」または「農商工等連携計画」の認定を受けた方など	7億2千万円	〈固定金利型〉 (設備) 20年 (運転) 7年 〈成功払い型〉 7年

(注) 直接貸付のみの取扱いとなります。

企業活力強化貸付

資金名	ご利用いただける方(概要)	直接貸付の融資限度額	融資期間(最長)
企業活力強化資金	卸売業、小売業、サービス業、倉庫業、道路貨物運送業等で特定の設備投資を行う方およびものづくり基盤技術の高度化を図る方など	7億2千万円	(設備) 20年 (運転) 7年
IT活用促進資金	IT(情報技術)の普及に伴う事業環境の変化に対応するための情報化投資を行う方	7億2千万円	(設備) 15年 (運転) 7年
海外展開資金	経済の構造的変化に適応するために海外展開を行う方	別枠 2億5千万円	(設備) 15年 (運転) 7年
地域活性化・雇用促進資金	特定の地域において一定の雇用創出効果が見込まれる設備投資を行う方および「企業立地計画」の承認を受けた方など	7億2千万円	(設備) 20年 (運転) 7年

環境・エネルギー対策貸付

資金名	ご利用いただける方(概要)	直接貸付の融資限度額	融資期間(最長)
環境・エネルギー対策資金	省エネルギー設備、特定の産業公害防止施設等を設置する方など	7億2千万円	(設備) 15年 (運転) 7年

セーフティネット貸付

資金名	ご利用いただける方(概要)	直接貸付の融資限度額	融資期間(最長)
経営環境変化対応資金 ^(注)	一時的に売上高が減少、利益が悪化している方など	7億2千万円	(設備) 15年 (運転) 8年
金融環境変化対応資金 ^(注)	金融機関との取引状況の変化により一時的に資金繰りが悪化している方	別枠 3億円	(設備) 15年 (運転) 8年
取引企業倒産対応資金	関連企業の倒産に伴い資金繰りに困難をきたしている方	別枠 1億5千万円	(運転) 8年

(注) 直接貸付のみの取扱いとなります。

企業再生貸付

資金名	ご利用いただける方(概要)	直接貸付の融資限度額	融資期間(最長)
事業再生支援資金 ^(注)	民事再生法の再生手続開始の申立てを行って認可決定前の方	7億2千万円	1年
	民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受けた方など		(設備) 10年 (運転) 5年
企業再建・事業承継支援資金 ^(注)	企業再建計画に従って企業の再建を図る方など	7億2千万円	(設備) 20年 (運転) 10年
	倒産した企業等から事業を承継する方および株主等から自己株式の取得等を行う方など		(設備) 15年 (運転) 7年

(注) 直接貸付のみの取扱いとなります。

◇ 上記のほか、次の特別貸付制度があります。

- 新企業育成貸付(女性、若者／シニア起業家支援資金)
- 環境・エネルギー対策貸付(社会環境対応施設整備資金)
- 災害復旧貸付

具体的な適用要件や特別利率等、詳細は営業窓口にお問い合わせください。

不動産担保や保証人に過度に依存しない融資

■ 不動産担保に過度に依存しない融資

日本公庫中小企業事業では、機械装置や商品在庫、知的財産権等も担保の対象とするほか、無担保貸付にも弾力的に対応しています。

■ 保証人特例制度

日本公庫中小企業事業では、保証人を免除する「保証人免除特例」、所定の特約を遵守することにより保証債務の発生を猶予する「保証人猶予特例」を整備し、中小企業の皆さまの幅広い資金ニーズに対応できる体制を整えています。

	保証人免除特例	保証人猶予特例
ご利用いただける方	直接貸付を利用される方(本制度の利用には、事業の見通し等についての審査が必要となります。)	直接貸付を利用される方で、特別貸付を利用される方(本制度の利用には、事業の見通し等についての審査が必要となります。)
特例の内容	(保証人免除) 融資にあたり、経営責任者の方の個人保証が免除されます。 (利率) 保証人免除を受けた融資については、0.3%が上乗せされます。	(保証人猶予) 融資にあたり、(定期的な経営状況の報告等一定の特約を遵守することを条件に) 経営責任者の方の個人保証が猶予されます。 (利率) 保証人猶予を受けた融資については、0.1%が上乗せされます。
特記事項	◆ 日本公庫中小企業事業が適切と認める財務制限条項を含む特約を締結していただきます。	◆ 日本公庫中小企業事業が適切と認める特約を締結していただきます。

劣後ローン

日本公庫中小企業事業では、平成 20 年度から新規事業や企業再建等に取り組む中小企業の財務体質強化を図るために、資本性資金を供給する「挑戦支援資本強化特例制度」（資本性劣後ローン）を、平成 21 年度から「地域密着型劣後ローン特例」および「セーフティネット型劣後ローン特例」を導入しました。

■ 挑戦支援資本強化特例制度（資本性劣後ローン）

ご利用いただける方	直接貸付において、新企業育成貸付または企業再生貸付（一部の制度を除く。）を利用される方で、地域経済の活性化のために、一定の雇用効果（新たな雇用または雇用の維持）が認められる事業、地域社会にとって不可欠な事業、技術力の高い事業などに取り組む方（本制度の利用には、財務内容、事業の見通し等について、日本公庫中小企業事業の審査が必要になります。）	
特例の内容	利用限度	1 社あたり 2 億円
	利率	貸付後 1 年ごとに、直近決算の成功度合いに応じて、9.95%、5.30%、0.40% の 3 区分の利率が適用されます。
	融資期間	15 年（期限一括償還）
	担保・保証人	無担保・無保証人
	その他	◆ 本特例による債務については、金融検査上自己資本と見なすことができます。 ◆ 本特例による債務については、法的倒産手続きの開始決定が裁判所でなされた場合、すべての債務（償還順位が同等以下とされているものを除く）に劣後します。
特記事項	◆ 上記以外の貸付条件は、各特別貸付で定められています。 ◆ 四半期毎の経営状況のご報告などを含む特約を締結していただきます。 ◆ 公庫が適切と認める事業計画書を提出していただきます。	

■ 地域密着型劣後ローン特例

ご利用いただける方	企業活力強化貸付制度のうち、企業活力強化資金（街づくり会社関連）および地域活性化・雇用促進資金（社会貢献型事業関連）を利用する方（本制度の利用には、財務内容、事業の見通し等について、日本公庫中小企業事業の審査が必要になります。）	
特例の内容	利用限度	1 貸付先あたり 2 億円
	利率	貸付期間 15 年の場合 5.05%、貸付期間 10 年の場合 5.0%
	貸付期間	15 年または 10 年（期限一括償還）
	担保・保証人	無担保・無保証人
	その他	本特例による債務については、法的倒産手続きの決定が裁判所によってなされた場合、すべての債務に（償還順位が同等以下とされているものを除く）劣後にします。
特記事項	◆ 上記以外の貸付条件は、各特別貸付で定められています。 ◆ 四半期毎の経営状況の報告等を含む特約の締結が必要です。 ◆ 公庫が適切と認める事業計画書の提出が必要です。	

■ セーフティネット型劣後ローン特例

ご利用いただける方	セーフティネット貸付制度の経営環境変化対応資金を利用する方（本制度の利用には、財務内容、事業の見通し等について、日本公庫中小企業事業の審査が必要になります。）	
特例の内容	利用限度	1 社あたり 2 億円
	利率	～ 5.40%（信用リスク、融資期間に応じて所定の利率を適用）
	貸付期間	15 年または 10 年（期限一括償還）
	担保・保証人	無担保・無保証人
	その他	本特例による債務については、法的倒産手続きの決定が裁判所によってなされた場合、すべての債務（償還順位が同等以下とされているものを除く）に劣後します。
特記事項	◆ 上記以外の貸付条件は、経営環境変化対応資金で定められています。 ◆ 四半期毎の経営状況の報告等を含む特約の締結が必要です。 ◆ 公庫が適切と認める事業計画書の提出が必要です。	

公庫融資借換特例制度

ご利用いただける方	セーフティネット貸付制度の経営環境変化対応資金および金融環境変化対応資金を利用する方（本制度の利用には、財務内容、事業の見通し等について、日本公庫中小企業事業の審査が必要になります。）	
特例の内容	資金使途	既往公庫融資の借換資金を含みます。
	利率	◆適用した特別貸付制度に定める利率 ◆ただし、借換部分については、借換対象の貸付口の加重平均金利^{（注）}が融資時の基準利率を上回る場合は、当該加重平均金利を適用します。 なお、セーフティネット貸付制度の金利引下げの要件に該当する場合は、当該加重平均金利から所定の利率を控除します。 （注）金銭消費貸借契約証書上の利率をもとに計算
	融資期間	8年以内（うち据置期間原則1ヵ月以内）
特記事項	◆上記以外の貸付条件は、各特別貸付で定められています。 ◆原則として、既往公庫融資の借換のほか、新規融資の利用が必要です。 ◆既往公庫融資には一部借換の対象にできないものがあります。	

5年経過ごと金利見直し制度、期限前弁済手数料制度

■ 5年経過ごと金利見直し制度

最終期限まで契約時の金利を適用する方法と、契約時から5年経過ごとに金利を見直す方法のいずれかをご契約の際にご選択いただけます。

■ 期限前弁済手数料制度

期限前にお客さまの都合で借入金の全部または一部を返済される場合には、期限前弁済手数料をお支払いいただけます。

（注）日本公庫中小企業事業の承諾がない場合、手数料をお支払いいただけない場合には、期限前の返済はできません。

貸付債権・社債の証券化（自己型）

日本公庫中小企業事業では、平成16年7月から、CLO（ローン担保証券：貸付債権を裏付けとする資産担保証券）、CBO（債券担保証券：社債を裏付けとする資産担保証券）の発行を前提とした無担保での貸付・社債の引受けによる資金供給を行っています。

貸付債権・社債の証券化制度による貸付、社債の引受け

は、募集型となります。募集期間、融資条件等については、募集案件ごとに定められます。

資金使途	設備資金・長期運転資金
担保	無担保
融資条件	1社あたり融資金額、融資利率、融資期間、返済方法等は募集案件ごとに定められています。

証券化支援業務

証券化の手法を活用し、中小企業の皆さまへの無担保資金の円滑な供給を積極的に支援しています。

証券化支援業務の特徴

- ◇証券化の手法を活用して、民間金融機関等による中小企業の皆さまへの無担保資金の円滑な供給、中小企業の皆さまの資金調達手段の多様化を支援しています。
- ◇日本公庫が信用リスク、審査、証券化事務などを適切

に負担することにより、民間金融機関等にとって利用しやすい仕組みを提供しています。

- ◇業務の着実な実施により、証券化市場の育成・発展に貢献しています。

買取型

買取型には、証券化を前提とした中小企業の皆さまへの無担保貸付債権等を複数の民間金融機関等から日本公庫が譲り受け証券化するキャッシュ方式とCDS^(注)契約を活用し、債権譲渡せずに貸付債権等の信用リスクのみを投資家等に移転するシンセティック方式があります。分散

効果や規模のメリットによるリスクの低減を図り、単独での証券化が困難な地域金融機関等の中小企業の皆さま向けの貸付債権等の証券化を促進するものです。

(注) クレジット・デフォルト・スワップの略。クレジット・デリバティブ取引の一種で、当事者の一方が相手方の保有する債権の債務者がデフォルトした場合に相手方に対して金銭を支払うことを約し、あらかじめその対価として相手方から手数料を受け取る取引。

【証券化支援業務[買取型(シンセティック方式)]の仕組み】

日本公庫が案件組成全体をコーディネート



保証型

保証型は、証券化を前提とした民間金融機関等による中小企業の皆さまへの無担保貸付債権等に対して、日本公庫が部分保証(上限7割)を行う、または証券化商品の

保証を行うことで、民間金融機関等のリスクを軽減し、民間金融機関等が自ら行う中小企業の皆さま向けの貸付債権等の証券化等を支援・促進するものです。

【証券化支援業務[保証型]の仕組み】



売掛金債権証券化等

売掛金債権証券化等は、民間金融機関等による特別目的会社への貸付債権に対して日本公庫が保証を付すことや、日本公庫が特別目的会社向けの貸付を行うこと等によ

り、民間金融機関等が行う中小企業の皆さま(納入企業)の売掛金債権の証券化等を支援・促進するものです。

【証券化支援業務(売掛金債権証券化等)の仕組み】



信用保険業務

信用保証制度をバックアップすることにより、中小企業の皆さまの資金調達の円滑化と多様化を促進しています。

信用保険業務の特徴

- ◇ 政策目的に応じて各種の保険が設けられています。
- ◇ 経済・金融環境の構造変化に対応して制度の拡充を図っています。
- ◇ 急激な環境変化に即応して特例措置をタイムリーに実施しています。

中小企業信用保険

■ 保険の引受け

信用保証協会が行った保証が一定の要件を備えていれば、その保証に保険関係が自動的に成立します。これにより、日本公庫は保険責任を引き受け、その対価として信用保証協会から保険料の支払いを受けます。

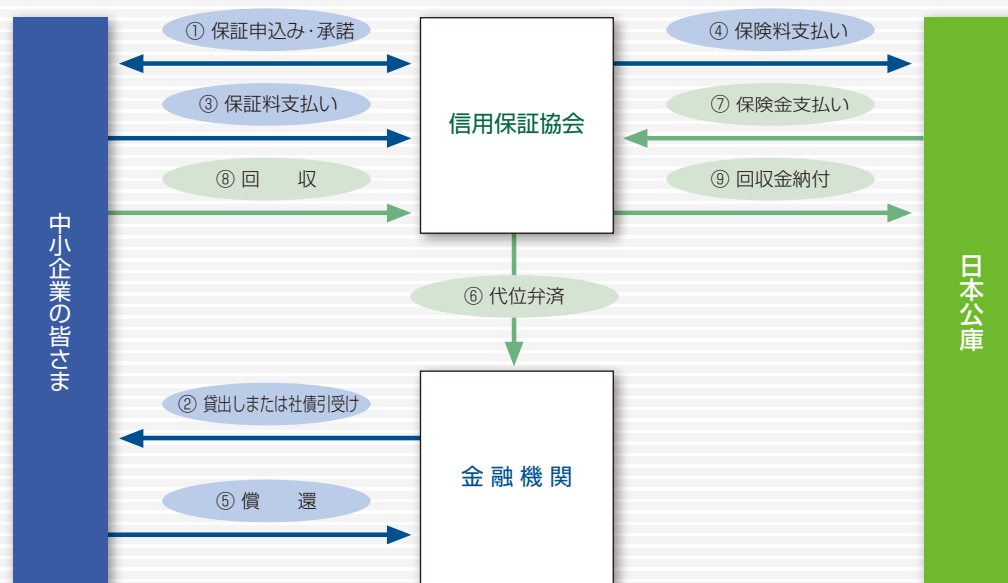
■ 保険金の支払い

中小企業の皆さまが金融機関に借入金の返済または社債の償還ができなくなったときは、信用保証協会は中小企業の皆さまに代わって金融機関に弁済（代位弁済）します。この弁済を保険事故として、日本公庫は信用保証協会に対して保険金（代位弁済額の70%、80%または90%）を支払います。

■ 回収金の納付

信用保証協会は、保険金の支払いを受けた後、代位弁済により取得した求償権の回収に努め、その回収があったときは、受領した保険金の割合に応じた金額を日本公庫に納付します。

【信用補完制度の流れ】



（注）①～⑥は、保証申込みから償還までの流れを示しています。⑥～⑨は、事故が発生した場合における代位弁済以降の流れを示しています。

■ 一般関係保険

保険種類	対象企業者	対象資金	付保限度額	てん補率	保険料(年)
普通保険	中小企業者 ^(注1)	事業資金	2億円(組合4億円)	70%	0.15%~1.59% ^(注5)
無担保保険	中小企業者	事業資金(無担保)	8,000万円	80%	0.15%~1.59% ^(注5)
特別小口保険	小規模企業者 ^(注2)	事業資金(無担保・無保証)	1,250万円	80%	0.40%
流動資産担保保険	中小企業者	事業資金(流動資産のみ担保)	2億円	80%	0.46%
公害防止保険	中小企業者	公害防止関係資金	5,000万円(組合1億円)	80%	0.87%
エネルギー対策保険	中小企業者	エネルギー対策関係資金	2億円(組合4億円)	80%	0.87%
海外投資関係保険	中小企業者	海外投資関係資金	2億円(組合4億円)	80%	0.87%
新事業開拓保険	中小企業者	新事業開拓関係資金	2億円(組合4億円)	80%	0.87%
事業再生保険	再生中小企業者 ^(注3)	事業再生資金	2億円	80%	1.59%
特定社債保険	中小企業者 ^(注4)	事業資金	4億5,000万円	80%	0.15%~1.59% ^(注5)
特定支払契約保険	中小企業者	特定支払債務	10億円	70%	0.15%~1.59% ^(注5)

(注1) 資本金3億円(小売業・サービス業・5,000万円、卸売業1億円)以下の会社、従業員300人(小売業50人、卸売業・サービス業100人、旅館業等は政令で定める人数)以下の会社および個人、中小企業協同組合等であって特定事業を行うものをいいます(特別小口保険・特定社債保険を除く)。
(注2) 従業員20人(商業・サービス業5人)以下の会社および個人、事業協同小組合であって特定事業を行い省令で定める要件を備えているものをいいます。
(注3) 普通保険・無担保保険の対象企業者のうち、民事再生手続または会社更生手続の申立てから計画認可の決定が確定した後3年を経過していないものをいいます。
(注4) 資本金3億円(小売業・サービス業5,000万円、卸売業1億円)以下または従業員300人(小売業50人、卸売業・サービス業100人、旅館業等は政令で定める人数)以下の会社であって特定事業を行い省令で定める要件を備えているものをいいます。
(注5) 中小企業の皆さまの財務内容その他の経営状況に応じた9区分の料率となっています。

■ 特例措置

特例措置とは、特定の政策目的を推進するために設けられているもので、一般の保険に比べ保険条件が優遇されています。

平成21年7月31日現在、33種類の特例措置が設けられており、これらの特例措置をタイムリーに実施することにより、中小企業の皆さまの緊急の資金調達を支援しています。

信用保証協会に対する貸付

日本公庫は、信用保証協会に対する貸付を行っており、信用保証協会が日本公庫からの借入金を地方公共団体からの借入金などとともに金融機関に預託することにより、

金融機関による中小企業の皆さまに対する信用保証付き貸出しの促進などが図られています。

破綻金融機関等関連特別保険等業務

破綻金融機関等関連特別保険等業務は、信用保証協会が行う破綻金融機関等の融資先である中堅企業の皆さまの金融機関からの事業資金の借入に係る債務の保証(中堅企業特別保証)についての保険を行うものです(平成10年12月業務開始)。

破綻金融機関等関連特別保険等業務は、中小企業信用保険の対象とならない中堅企業の皆さまに対しても信用保証協会の保証を利用して資金調達を行う途を開き、取引先金融機関の破綻により金融取引に支障が生じている中堅企業の皆さまの資金調度をバックアップしています。

機械保険経過業務

平成15年4月、機械類信用保険法が廃止されたことに伴い、平成15年度から機械類信用保険の新規引受けを停止しており、現在は既に成立している保険関係に係る保険

金の支払い、回収金の収納等の業務(機械保険経過業務)を行っています。

詳しくはお近くの中小企業事業の窓口へお問い合わせください。

相談センター：0120-868121





平成 21 年 8 月発行

この冊子は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に定められた環境物品の基準に適合する再生紙を使用しています。



環境にやさしい大豆油インキを使用しています。